

市議会議員全員協議会資料

平成14年2月19日
企画部

盛岡市情報化基本計画（案）

平成14年2月

目 次

I. 情報化の動向	1
国との取組	1
地方公共団体の行政・地域情報化に関する国の指針・計画	3
地方公共団体（市町村）が取り組むべき、國の方針内に定められた事項	4
岩手県の動向について	6
II. 基本的方針	8
計画の趣旨	8
計画の期間と構成	8
計画の基本的な考え方	8
III. 施策の方向	13
1. e-citizenづくり	13
2. e-businessづくり	44
3. e-cityづくり	60
IV. 計画の推進に向けて	97
1. 推進体制の整備	97
2. 職員のリテラシー向上	97
3. 安全性の確保	97
4. 計画の進行管理とローリング	97
5. 計画推進にあたっての留意事項	98

向原の小説

連載の大・豪華な脚本が、必ずお読みの機会にあります。たとえば「向原の小説」は、向原が手がけた多くの脚本の中から、その中でも特に人気のあるもの（吉田恵・吉田喜重）を選び、この脚本による各話題を、そのあらすじや登場人物の紹介と共に各話題の説明・解説を行ないます。

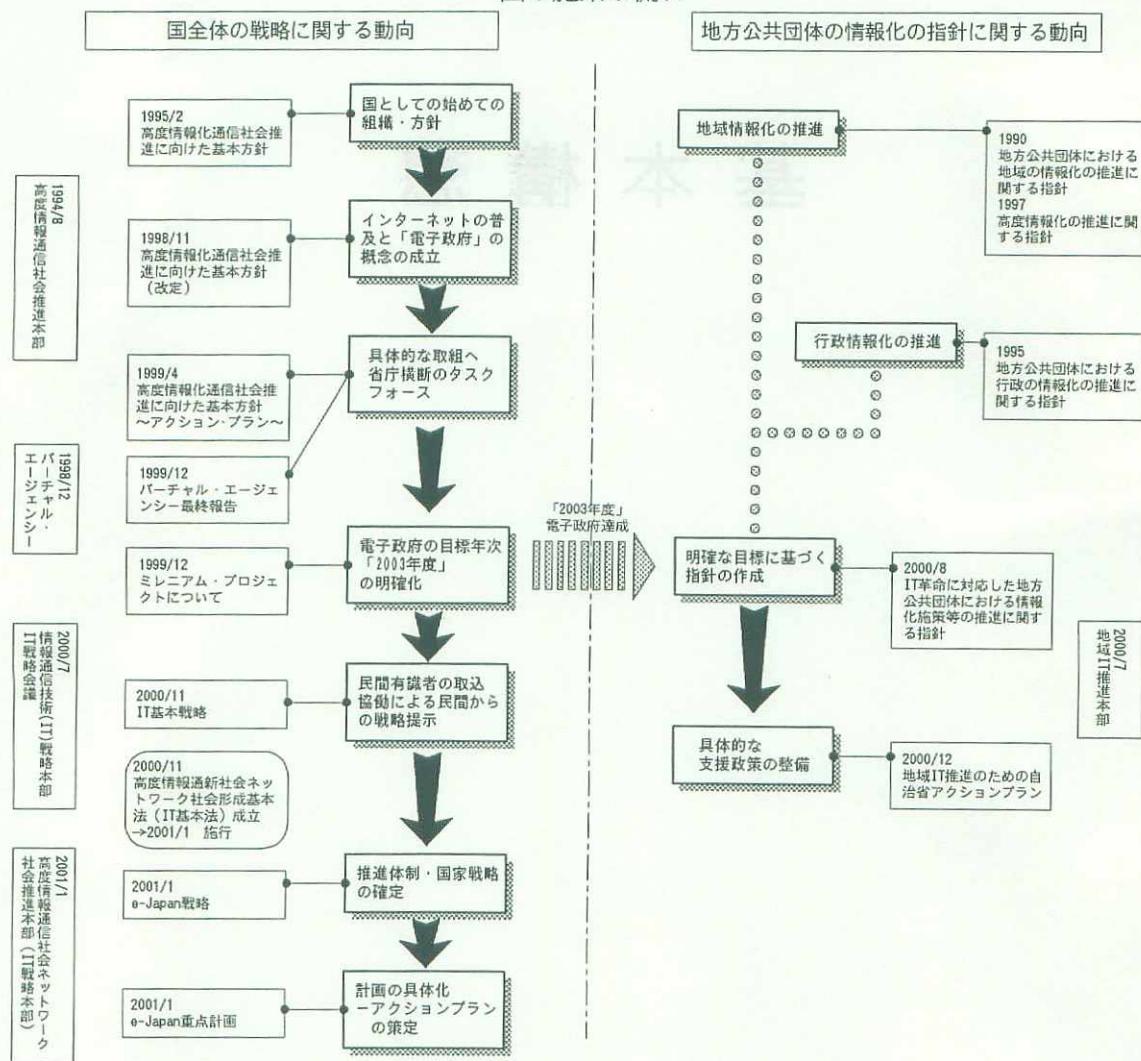
基本構想

I. 情報化の動向

国の取組

国情報化に関する動向については、国全体の情報化にかかる戦略の立案・実施が推進されると同時に、総務省（旧自治省・郵政省）等による地方公共団体の行政・地域情報化に関する方針・計画のもと、各地方公共団体の情報化が推進されている。

国の施策の流れ



国家的情報化への取組開始～1990年代半ば～

～国として初めての組織・方針の成立

我が国の電子政府構築に向けた取組は、1990年代半ばに本格化した。1994年8月に内閣総理大臣を本部長とする「高度情報通信社会推進本部」が、情報化推進の国家組織として初めて設置され、1995年2月に『高度情報通信社会推進に向けた基本方針』を策定した。その後、インターネットが爆発的に普及するなど高度情報化が進展する中、1998年11月に先の基本方針を改訂した『高度情報通信社会推進に向けた基本方針』が策定され、行政情報化の目標が「電子政府」と明確化された。

1999年4月には、『高度情報通信社会推進に向けた基本方針～アクションプラン～』が提示され、基本方針の具体化が図られた。

また、既存の省庁の枠組みにとらわれない省庁横断的な取組を行う内閣総理大臣直轄の「タスクフォース」として、1998年12月に発足した「バーチャル・エージェンシー（省庁連携タスクフォース）」においても、電子政府の構築が4大目標の1つと位置づけられた。

電子政府構築の本格化～2000年から現在～

電子政府構築の動きは、1999年から2000年にかけての「ミレニアム・プロジェクト（新しい千年紀プロジェクト）」を契機として、第2期に入ったといえる。ミレニアム・プロジェクトでは、「電子政府の実現」について「2003年度までに達成する」という明確な目標達成年次が提示された。

2000年7月には、政府には、高度情報通信社会推進本部を発展解消した「情報通信技術（IT）戦略本部」が設置されるとともに、新たに民間有識者から構成される「IT戦略会議」が設置され、同本部と会議の6回の「合同会議」を経て、2000年11月に「IT基本戦略」が決定された。

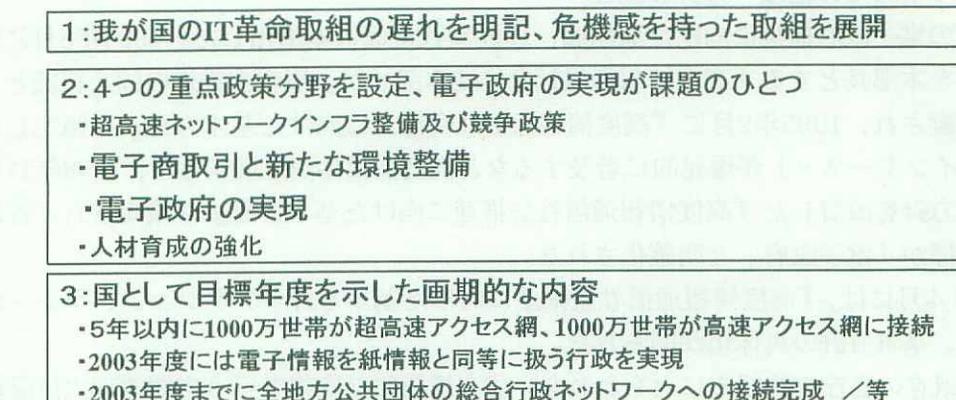
2001年1月、官民合同の「高度情報通信社会ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）」が設置され、先の『IT基本戦略』を受け、国家戦略としての『e-Japan戦略』を策定した。

『e-Japan戦略』は、「少なくとも3,000万世帯が高速インターネットアクセス網に、また1,000万世帯が超高速インターネットアクセス網に常時接続可能な環境を整備することを目指す」など、具体的な年次目標、量的水準を明記して掲げた点が画期的であり、これにより我が国の今後5年程度のIT戦略が明確になった。

さらに3月には、この『e-Japan戦略』を具体化し、高度情報通信ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策の全容を明らかにした『e-Japan重点計画』、6月には各省庁が2002年度に取り組むべき施策を提示した『e-Japan2002プログラム』が提示され、きわめてスピーディに取組が推進されている。

他方、2000年11月に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」が制定され、2001年1月に施行された。これにより、IT戦略本部やe-Japan重点計画といった法律に基づいた推進組織・推進計画が誕生することとなった。

図 e-Japan戦略の特徴



我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となることを国をあげて推進

地方公共団体の行政・地域情報化に関する国の方針・計画

(1) 旧自治省の取組

旧自治省では地域情報化に関しては、1990年に「地方公共団体における地域の情報化の推進に関する指針」、1997年に「高度情報通信社会に対応した地域の情報化の推進に関する指針」を提示し、行政情報化に関しては1995年に「地方公共団体における行政の情報化の推進に関する指針」を提示するなど、行政情報化・地域情報化それについて方針を策定してきた。

(2) 電子政府の目標年次(2003年度)の提示を受けての指針の作成

前節で記したように、ミレニアム・プロジェクトにおいて電子政府の目標年次が示され、国における電子政府構築の動きが具体化する中で、地方公共団体に対して今後の情報化施策の具体的な指針を示す必要性が高まった。こうした動きを受け、2000年7月に自治大臣を本部長とする「情報通信技術（IT）革命に対応した地方公共団体における情報化推進本部（地域IT推進本部）」が設置された。同本部は、2000年8月に「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」（以下「指針」）を策定し、地方公共団体として早急に取り組むべき事項を提示した。

具体的な支援方法の整備へ

地域IT推進本部は、「指針」の具体化に向けて、目標年次まで含めた施策目標を提示するとともに、自治省の支援策並びにタイムスケジュールを示した「地域IT推進のための自治省アクション・プラン」を2000年12月に策定した。

地方公共団体（市町村）が取り組むべき、国の方針内に定められた事項

旧自治省では、前述した「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」及び「地域IT推進のための自治省アクション・プラン」において、地方公共団体が早急に取り組むべき事項や、目標年次などを明示した。市町村（政令指定都市を除く。）に求められる課題は以下のとおりである。

(1) 行政におけるオンライン化の推進

項目名	目標並びに目標達成年次
総合行政ネットワークの整備	LGWAN (Local Government Wide Area Network) は、全国の地方公共団体において整備されているLANを相互接続するとともに、国のネットワークである霞ヶ関WANとも接続し、地方公共団体における情報交換及び情報共有を実現するための行政機関のネットワークを示す。2001年度から本格的な導入に向けた取組が開始されており、2001年度までに都道府県・政令指定都市、2003年までに全ての市町村との構築を推進するとされている。
庁内LAN・一人一台パソコンの整備	2003年度までのネットワーク接続に合わせて達成

(2) 住民からの申請・届出等のオンライン化の推進

項目名	目標並びに目標達成年次
組織認証基盤の整備	総合行政ネットワークの整備と合わせて、2003年度までにすべての市町村における構築を推進
個人認証基盤の整備	地方公共団体において、2003年度での運用開始
法令等及び事務作業の見直し	2001年度にパイロット事業を実施し、それを受け2002年度以降普及促進
地方税の申告手続オンライン化	2003年度までに一部を除き導入予定の国の動向をふまえながら、できる限り早期導入の推進
消防・防災分野における申請・届出等のオンライン化	2003年度からの導入を促進

(3) 住民基本台帳ネットワークシステムの整備促進

項目名	目標並びに目標達成年次
住民基本台帳ネットワークシステムの整備	全市町村及び都道府県をネットワークで結ぶことにより、住民票の写しの広域交付や、転入転出手続の効率的処理を実現するシステムである。2002年8月には各市町村と都道府県、都道府県と国がネットワークで接続され、2003年8月には全国共通で住民票及び住民基本台帳カードの交付開始を予定している。 2001年度：既存住基システムの改修 2002年8月：本人確認情報の利用開始 2003年8月：住民票の写しの広域交付、転入転出特例及び住民基本台帳カード交付開始

(4) 消防防災分野における情報通信の高度化

項目名	目標並びに目標達成年次
消防防災分野における情報基盤の整備等	2001～2003年度において、全消防本部において一人一台PC、本部へのLAN導入を目指
消防防災分野における情報通信の高度化	画像、データ伝送等の通信の高度活用のためのデジタル化、災害時の通信確保のための衛星通信の活用の推進

	2002年度から5年ないし10年の移行
--	---------------------

(5) 各行政分野における情報化の推進

項目名	目標及び目標達成年次
統合型地理情報システムの整備促進	各部局共通利用が可能な統合型地理情報システムを整備する。 2002年度に指針の策定・提示（総務省）
デジタル・ミュージアム構想	地域デジタル・アーカイブの促進並びに、2002～3年度における地域文化デジタル化事業（地方公共団体が作成したデジタル情報を素材として全国各地の地域文化情報を紹介できるもの）の推進
歳入・歳出手続の電子化・電子調達	国において2003年度をめどに実現されるよう検討されていることをふまえて、2003年度までに必要な検討を実施
電子機器利用による選挙システムの検討	総務省のおける研究会の成果をふまえ、電子機器を利用した投・開票システムについての検討を実施

(6) 電子化推進のための体制づくり

項目名	目標及び目標達成年次
全庁的な推進体制の確立	2000年度にリーダー育成、2001年度以降推進体制の整備、情報化施策の推進
人材の育成	（自治省においては2000年度並びに2001年度において講習の開催の支援実施）

(7) コンピューターセキュリティ対策および個人情報保護対策

項目名	目標及び目標達成年次
コンピューターセキュリティ対策	2000年度にセキュリティ対策の基準が提示され、セキュリティ・ポリシーの策定を要請 2001～5年度において、FireWallなどのセキュリティ対策に要するハード・ソフトの整備
個人情報保護対策	個人情報保護基本法制定後に、条例策定等を実施

岩手県の動向について

(1) 行政情報化

岩手県の行政情報化については、1997年2月に「岩手県行政情報化推進計画」が策定され、行政事務の効率化、行政サービスの向上を目的とした具体的な施策が提示されるとともに、市町村と連携として行政情報化にかかる情報や意見を交換し、全県的な県・市の行政情報ネットワークを構築することが目標として掲げられた。

その後、2001年3月に「岩手県行政情報化推進計画」が策定され、以下3点の目標のもと、電子県庁の構築が推進されている。

- (1)県民・県内企業の満足度を向上させる創造的な政策立案システムの構築
 - ・ナレッジシステムの構築・行政評価システムの構築
- (2)効率的な行政運営システムの構築
 - ・統合型基幹業務システム(ERP)の構築・統合型地理情報システムの導入
- (3)戦略的情報化推進部門・スタッフ制度の整備

(2) 地域情報化

地域情報化に関しては、1997年に知事を本部長とする、「高度情報化“いわて”推進本部」が設置され、1998年4月に、地域情報化の指針となる「イーハトーブ情報の森構想」が策定された。計画では、「県民生活」「産業」「環境・文化」「人材育成」「情報通信基盤」の5分野について目標を掲げるとともに、市町村に求める役割として、①住民との情報共有と意見・提言の反映、②情報化を総合的に推進していくための体制づくり、③広域連携施策の実施、④標準化への対応、⑤住民の情報活用環境の整備、⑥行政の情報化とネットワーク化の推進を求めている。

また、2000年2月に、情報ハイウェイの推進の基本計画として「いわて情報ハイウェイ基本計画」が策定された。計画では、2001年度から本格運用を開始することを目指し、県が整備した基幹ネットワークの接続拠点に対し、市町村がネットワークを設置することが求められている。

2001年3月には総合計画に定める「情報の森づくり」プロジェクトを具体化するため、おおむね3年間に取り組むべき情報化戦略として、「岩手県高度情報化戦略」が提示された。計画では、①インターネット普及率を東北のトップクラスへ、②教育の情報化（どの教室でもIT授業を）、③中核医療機関のネットワーク化、④災害情報の迅速な伝達、共有という4つの重点戦略が示され、前述のいわて情報ハイウェイの活用を視野に入れた地域情報化分野の取組方針が明示された。

(3) 各計画の概要

前節で出てきた各計画の概要は次のとおりである。

計画名称	概要
岩手県行政情報化推進計画 1997/2	行政事務の高度化・効率化、県民サービスの向上を目標として策定された。具体的施策としては「情報通信ネットワークの高度化」、「ネットワーク端末の整備」、「データベースの構築」、「新たな情報システムの開発」、「新たな情報システムの開発」、「職員の情報リテラシーの向上と事務の改善」を柱とし、その具体的対応とスケジュールが示されている。
イーハトーブ情報の森構想 1998/4	情報通信技術を一つの「手段・道具」として、県民生活、産業、環境・文化、人材育成の各分野において、2010年を目標年次として“ドリームランドいわて”を目指すこととしており、そのための土台となる情報通信基盤の整備を目標として掲げた、県における地域情報化計画の指針となるものである。地域の個性・文化を大切に、地域での取組を情報技術という手段を活用することで促進しそれらが相互に結びついて大きく育つという考え方を取っており、具体的な実行プロジェクトに関しても、市町村や県民などに期待される役割がそれぞれ明示されている。
いわて情報ハイウェイ基本計画 2000/2	岩手県の新・総合計画でも明記された岩手の未来を拓く先導的プロジェクトの一つである、“情報の森づくり”を推進するための中核的な情報通信基盤を整備するための基本計画。ネットワーク化の基本方向、アプリケーションの基本方向などを定めていると同時に、取組の構築スケジュールが明記されている。
岩手県行政情報化推進計画 2001/3	情報化を業務の高度化・効率化の手段とし、創造的な政策立案、効率的な行政運営を行うことにより、県民満足度を向上させる政策を実現していくことを目指し、策定された計画。ナレッジマネジメント、行政ERP（統合型基幹業務システム）等、新たな行政運営システムの積極導入が目標と掲げられている。
岩手県高度情報化戦略 2001/3	総合計画に定める「情報の森づくり」プロジェクトを具体化するため、今後3年間に取り組むべき情報化戦略として提示された。4つの重点目標（前述）、情報インフラ等の整備、行政分野別の取組、高度情報化推進体制の強化などが掲げられている。

II. 基本の方針

計画の趣旨

「e-Japan戦略」の策定により、今後5年間に世界最先端のIT国家となることをめざし、国をあげた取組が進展している。

いつでも、誰でも、どこからでも、自由にITの活用が可能となる「ユビキタス社会」の到来に向け、盛岡市においても、電子市役所の構築はもとより、地域活性化の重要戦略として、ITを活用した施策、事業の展開、ユニバーサルアクセス環境の整備などが喫緊（きっけん）の課題となっている。

本計画は、こうした状況を背景とし、ユビキタス社会における市民サービス、地域づくりを具現化するため、策定するものである。

計画の期間と構成

・計画期間を平成14年度～平成18年度の5年間とする。

今後5年間における本市の情報化の基本方針となる「基本構想」と、具体的な施策展開を目指す「アクションプラン」から構成する。

計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

地域活性化の鍵とした地域IT戦略の展開

～市民・企業・行政(citizen・business・city)の主体性を尊重する内発型のIT化推進

本計画では、地域IT化の担い手である3つの主体(citizen・business・city)による地域内発型の情報化を推進していくことを計画の理念として掲げる。情報化は、生活や事業を効率化することによりその取組主体の利便性を高め、また様々な新しい付加価値を創造することにより取組主体に生活の豊かさをもたらすものである。その利用方法は、情報化的取組主体の創意工夫により、常に拡大進化するものであり、計画はそうした利用者の発意を実現することを支援する。

このような理念のもと、各主体の内発的な取組を推進し、地域の実情、特性を活かした地域IT戦略を展開することにより、地域に活力と豊かさをもたらすことを目指すものである。

(2) 計画の目標

電子市役所の構築を前提としたITを核とした地域づくりの実現

本計画では、地域活性化の鍵としてITへの取組を位置付け、単なる電子市役所の構築にとどまらない、地域全体でのITへの取組を展開することを目標として掲げる。そのため、電子市役所の構築を地域IT戦略展開の前提条件として行政情報化を推進するとともに、市民、企業等地域の活動主体のIT化を推進する。

○市民サービスの向上から発想する電子自治体構築

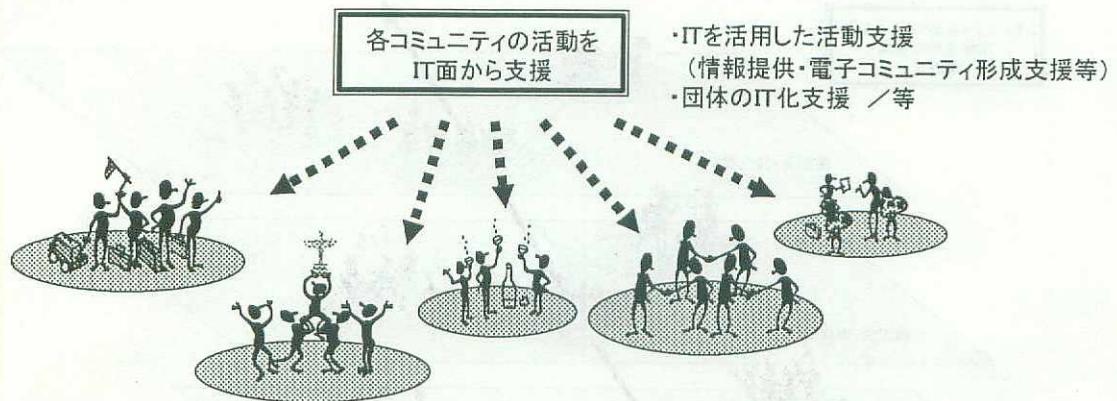
- ・電子市役所の構築を地域IT戦略の前提条件とし、行政情報化を推進する。
- ・行政情報化の推進にあたっては、市民サービスの向上を目的とし、市民の視点に立った業務改善に取り組むことにより、結果として行政事務の効率化を実現することを目標とする。

○コミュニティを核とした地域情報化推進モデル（盛岡モデル）の提案

- ・さまざまな活動主体=コミュニティを単位とした地域情報化の推進モデルを構築する。
- ・コミュニティとは、商店街、医療・福祉団体、市民団体、ボランティアサークルなど、あらゆる分野の活動団体とする。

<具体的展開のストーリー>

- ① 各コミュニティの活動をIT面から支援（ITを活用した活動支援及び団体のIT化に対する支援）

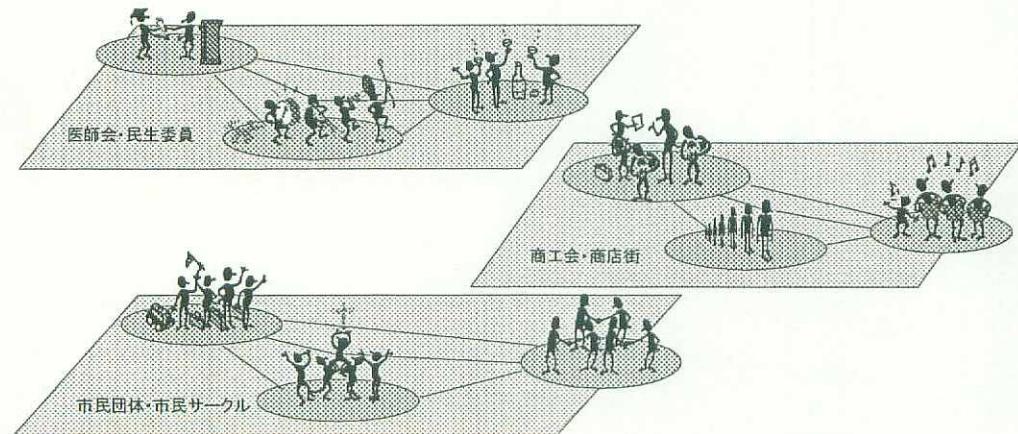


- ② モデルとなるコミュニティをピックアップし、IT化推進のモデルコミュニティを構築

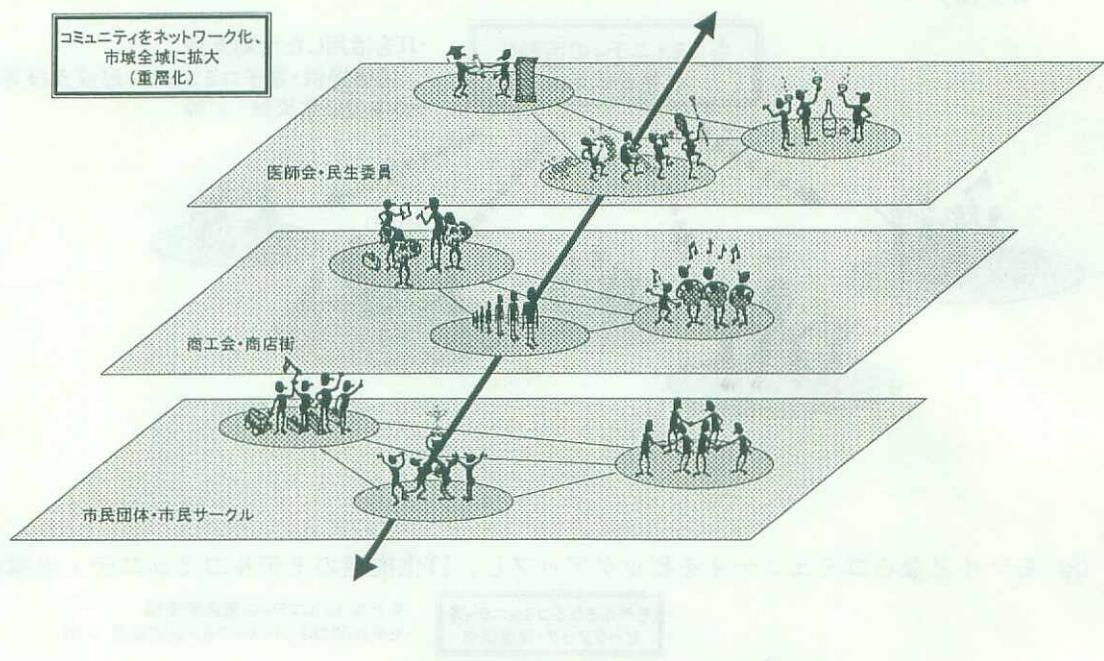


- ③ 複数、多層的なコミュニティを市内に創出

（市民・産業・自治会等多層的なクラスターモデルを構築）



- ④ 各コミュニティを連携、ネットワーク化し、市域全体に拡大（行政又は行政支援の中間組織による相互調整・連携）

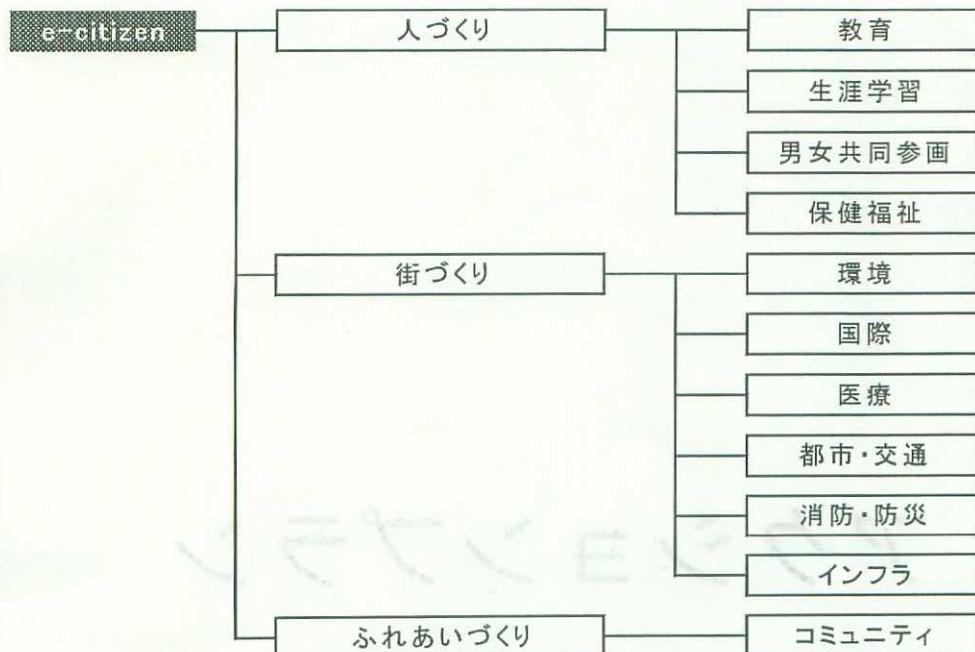


(4) 施策体系

『e-citizenづくり』『e-businessづくり』『e-cityづくり』に向け、以下の分野から施策・事業を推進する。

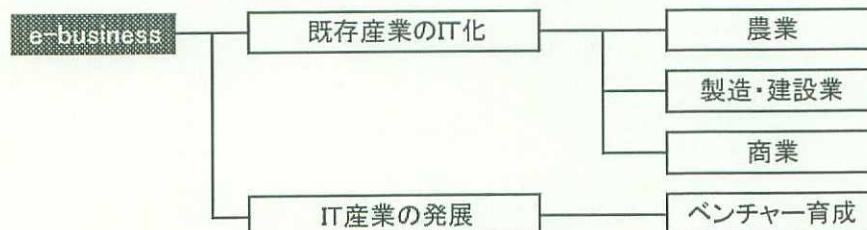
e-citizen

e-citizenづくりに向け、「人づくり」「街づくり」「ふれあいづくり」を推進する。



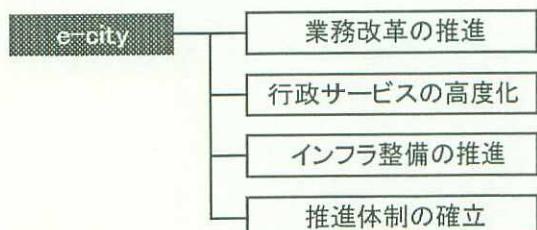
e-businessづくり

e-businessづくりに向け、「既存産業のIT化」「IT産業の発展」を推進する。



e-city

e-cityづくりに向け、「業務改革の推進」「行政サービスの高度化」「インフラ整備の推進」「推進体制の確立」を推進する。



アクションプラン

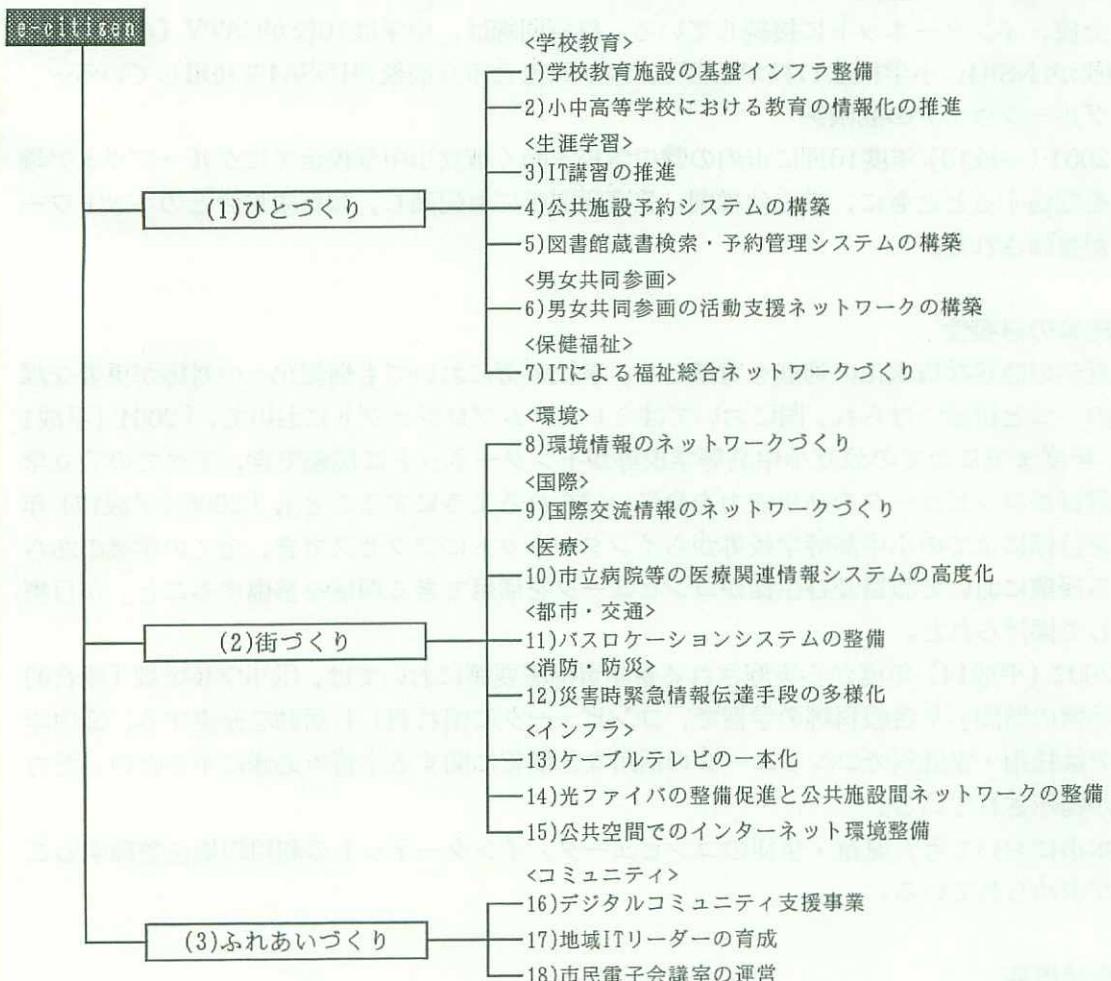


III. 施策の方向

1. e-citizenづくり

基本方針：盛岡デジタルコミュニティの創造

- 盛岡市の地域情報化を推進する起爆剤として、さまざまな活動主体=「コミュニティ」を単位とした「盛岡デジタルコミュニティ」を構築する。コミュニティとは、商店街、医療・福祉団体、市民団体、ボランティアサークルなど、あらゆる分野の活動団体とする。
- 市民が自在にITを使いこなすことにより、ITの利便性を享受し、またオンライン、オフラインのコミュニケーションにあふれた豊かな生活を実現するため、「(1)ひとづくり」「(2)街づくり」「(3)ふれあいづくり」を推進する。



(1) ひとづくり

学校教育

学校教育施設の基盤インフラ整備

■現状

<小中学校へのパソコン整備>

新学習指導要領に基づく年次計画により、全ての中学校（20校）に、42台のパソコンを設置したパソコン教室を整備している（ただし、生徒数の少ない2校は除く）。また、小学校（山王小及び飯岡小を除く36校）は各校3台ずつパソコンを配備するとともに、山王小及び飯岡小においては、中学校から移設したパソコンを21台ずつ配備している。

<校内LAN整備状況>

小中学校における校内LAN整備は未整備であるため、今後の検討課題となっている。

<インターネット接続>

全校、インターネットに接続している。接続回線は、中学は10校がCATV（市中心部）、10校がINS64、小学校は17校がCATV、残り21校と市立高校がINS64を利用している。

<グループウェアの配備>

2001（平成13）年度10月に市内の繋中学校を除く市立小中学校全てにグループウェア端末を配備するとともに、市立幼稚園、教育研究所にも配備し、教育委員会とのネットワークが整備された。

■施策の必要性

近年の急速な情報化の進展を背景とし、学校教育においても情報化への対応が重要な課題の一つと位置づけられ、国においてはミレニアムプロジェクトにおいて、「2001（平成13）年度までに全ての公立小中高等学校等がインターネットに接続でき、すべての公立学校教員がコンピュータの活用能力を身につけられるようにすること」、「2005（平成17）年度を目標に全ての小中高等学校等からインターネットにアクセスでき、全ての学級のあらゆる授業において教員及び生徒がコンピュータを活用できる環境を整備すること」が目標として掲げられた。

2002（平成14）年度から実施される新学習指導要領においては、①小学校では「総合的な学習の時間」や各教科等の学習で、コンピュータに慣れ親しむ活動を充実する、②中学校では技術・家庭科でコンピュータの活用など情報に関する学習を必修にするといった方針が提示されている。

本市においても、児童・生徒のコンピュータ、インターネットの利用環境を整備することが求められている。

■取組概要

a) パソコン・校内LAN整備

小学校（38校）、中学校（20校）、市立高校に対し、パソコン、校内LAN整備を推進する。校内LANについては、父母、地域のボランティアの協力を得て「Net Day」の取組を行うことも検討する。

■パソコン整備台数の目標（国の目標に準じる）

- | | |
|------------------------|------------|
| ・コンピュータ教室：1教室42台（1人1台） | 普通教室：1教室2台 |
| ・特別教室 | ：1教室6台 |

b)教育情報ネットワークの整備（インターネット接続環境の整備）

児童・生徒、教員がインターネットにアクセスし、授業において必要な教育コンテンツにアクセスできるよう、教育情報ネットワークを整備する。そのため、ネットワーク敷設の基本指針を作成する。その際、大容量高速回線による小中学校のインターネット接続環境の確保、有害情報をフィルタリングするなど教育上の配慮を行うとともに市全体の行政ネットワークとの整合性にも留意し、最新の技術動向に基づいた最適のネットワーク整備のあり方について検討する。

基本指針に基づき、インターネット接続環境を整備するが、ITの技術革新を踏まえ、ネットワークのあり方は隨時見直す。

■現段階で想定される教育情報ネットワークの整備可能性

- | |
|--------------------------|
| ・いわて教育情報ネットワークへの専用線による接続 |
|--------------------------|

■整備目標

2003（平成15）年度 小学校のコンピュータ教室の整備完了

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
パソコン整備	小学校(17校)			→	
	コンピュータ教室、市立高校				
校内LAN整備			→		
教育情報ネットワーク整備			→		

主管課

教育委員会総務課、指導課

2) 小中学校における教育の情報化の推進

■現状

国においては、「ミレニアムプロジェクト」(1999(平成11)年11月),「e-Japan戦略」(2001(平成13)年1月),「e-Japan重点計画」(2001(平成13)年3月)などにおいて教育の情報化を推進する目標,施策が提示されている。

本市においても、小中学校におけるコンピュータ、インターネットの利用環境整備とあわせ、中学校においては教育用ソフトの導入、教員に対する研修事業を県教育委員会と連携を図りながら実施している。

なお、2001(平成13)年9月に実施したアンケートでは、パソコン操作が出来る教員は小学校で55%, 中学校で63%, 指導まで可能な教員は小学校で18%, 中学校では27%となっている。

■e-Japan重点計画の内容(抜粋)

○IT教育の充実等

IT教育の充実を通じ、コンピュータやインターネットを使うための技能を習得させることはもちろん、子どもたちに論理的な思考力をはぐくみ、自己を表現する能力や創造力を涵養するとともに、筋道を立てて考える能力や適切に表現する能力、問題の解決や探求活動に主体的に、創造的に取り組む態度を育成する。あわせて、社会生活の中でITが果たしている役割や及ぼしている影響を理解させ、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成を図る。

○IT指導力の向上(文部科学省)

すべての公立学校教員(約90万人)がコンピュータの活用能力を身につけられるようにするとともに、高等学校において教科「情報」が必修化されることに伴い必要な免許を持った教員(約9,000人)を養成することを通じて、子どもを指導する立場にある教員のITに関する指導力の向上を図る。

○教育用コンテンツの充実

各種教育用コンテンツの開発、普及を図ることを通じ、子どもたちがこれまでの学校の授業では接することが難しかった情報を提供することにより、子どもたちの学習意欲の向上を図るとともに学習内容の一層の理解を促す。

○教育用ポータルサイトの整備等

学校教育や生涯学習に関する情報について、全国各地から有益な検索ができるようなポータルサイトを整備拡充すること等により、インターネット等を通じた教育及び学習の振興を図る。

■施策の必要性

子どもたちがITを活用する能力を身につけること、ITを活用した教育により、主体的、創造的なものの考え方を身につけることは、今後の情報社会における教育の重要な課題である。また、子どもたちを適切に指導するため、教職員の情報リテラシーを高めることが必要である。

■子どもたちに求められる能力

- 子どもたちが誤った情報や不要な情報に惑わされることなく、必要な情報を取捨選択し、自らの情報を発信できる「情報活用能力」を育成し、コンピュータなどを適切に使えるようにすること
- 授業において各教科の学習にコンピュータやインターネットを積極活用することにより、子どもたちが学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組み、自分の生き方を考えることができるようになること

■取組概要

a)授業におけるITの活用

子どもたちがコンピュータなどを適切に使えるよう指導するとともに、インターネットをはじめとする様々なメディアからの情報を取捨選択し、自らの情報を発信できるよう、「情報活用能力」を育成する授業を行う。

また、インターネット上に提供されている国の教育関連情報（教育情報ナショナルセンター、まなびねっと等）や、県の総合教育センターの様々な教育用コンテンツを活用し、子どもたちがこれまでの学校の授業では接することが難しかった情報を活用したり、自ら情報を検索して問題の解決にあたるなどの主体的な学習活動を支援する授業を行う。また、教育委員会を中心に、授業で活用できる情報のリンク集を作成する。

なお、授業におけるITの活用にあたっては、体験学習の重要性にも配慮する。

b)教職員の情報リテラシーの向上

教員の情報リテラシーの向上を図るため、教員向け研修の一層の充実や、教職員メーリングリストの立ち上げなど教職員間での情報交流の活性化を支援する。また、情報教育担当の教員を中心に、すべての教科で情報教育を実践できる体制を整備するとともに、保護者や地域と密接に連携をとり、学校の情報や子どもの活動の様子を学外に発信することで学校教育の活性化を図る。

■整備目標

2006（平成18）年度　すべての授業でコンピュータを活用できる状況

2006（平成18）年度　すべての教員がコンピュータを操作でき、そのうち半数がコンピュータを用いて指導できる状況

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
授業におけるITの活用					→
教職員の情報リテラシーの向上					→

主管課

教育委員会指導課

生涯学習

3) IT講習の推進

■現状

国は、「IT革命」の恩恵をすべての国民が享受でき、かつ国際的に競争力のある「IT立国」の形成を目指し、パソコン操作を経験したことのない成人を対象に、2001（平成13）年度にIT基礎技能講習（以下IT講習）を実施した。

盛岡市においても延べ12,000人の受講が見込まれている。

■施策の必要性

パソコンやインターネットの利用による恩恵を多くの市民が享受できるようにするために、継続して講習会を実施する必要がある。なお、実施にあたっては、高齢者や障害者が容易に受講できるように配慮する必要がある。

■取組概要

a) IT講習実施の環境整備

2001（平成13）年度のIT講習では、民間事業者の協力を得ながら670回を越す講習会を開催した。本市の施設では中央公民館及び西部公民館にパソコン44台を設置して実施したが、松園地区及び都南地区では常設の機器がなく講習会の実施回数が少ないため、町内会等から地元地区での講習会の開催を強く要望されている。

IT講習用に設置したパソコン44台のうち、中央公民館に設置した23台はノート型パソコンで、移動も容易なことから、2002（平成14）年度以降は西部公民館を除く各公民館にこのパソコンを臨時設置して、公民館事業として講習会を開催できるよう環境を整備する。

（関連施策：『e-citizenづくり』7) ITによる福祉総合ネットワークづくり）

b) IT講習受講者によるコミュニティづくりの支援促進

講習終了後、受講者が気軽に質問し、受講者や講師との交流を行えるよう、受講者及び講師が参加するコミュニティづくりを支援する。また「市民電子会議室」などをを利用して、講習の内容や回数など市のIT講習に関する市民の意見を吸い上げる仕組みを整備する。

（関連施策：『e-citizenづくり』18) 市民電子会議室の運営）

c) 団体・属性別のニーズの応じた多様なIT講習の実施

市民団体、各種サークル、ボランティア団体などの団体別に、あるいは障害者、高齢者などの属性別に、きめ細かい体制、メニューでIT講習会を実施する。

（関連施策：『e-citizenづくり』7) ITによる福祉総合ネットワークづくり）

d) ボランティア講師の育成

地域ITリーダーの中から、IT講習会で講師をしたり、講習のサポートを行うボランティアのスタッフを育成する。

（関連施策：『e-citizenづくり』17) 地域ITリーダーの育成）

■整備目標

2006（平成18）年度 講習受講者のコミュニティの電子会議室

2006（平成18）年度 ボランティア講師の育成

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
IT講習実施の環境整備 （各公民館で講習開始）					▶
講習受講者のコミュニティの電子会議室設置					▶
ボランティア講師の育成					▶

主管課

社会教育課

4) 公共施設予約システムの構築

■現状

公民館、文化会館、スポーツ施設など40以上に及ぶ教育施設は、年間延べ 200万人以上の市民等に利用されている。また、教育委員会所管以外にも地区活動センター、老人福祉センターなどの公共施設があり、地区住民や様々なサークル等が利用している。

現在、市民文化ホール、河南公民館・盛岡劇場、都南公民館・都南文化会館においては対面方式での施設予約管理システムが導入されているが、情報は一般に公開されていないため、利用者が施設を借りる場合、各施設に問い合わせるか、直接出向く必要がある。また、その他の公民館やスポーツ施設でも対面方式で利用申請を行っているため、市民は各施設に出向くか電話により空き状況を確認する必要がある上、初めて利用する場合には諸手続のため、相当の時間を要する場合もある。

■施策の必要性

公民館、文化会館、スポーツ施設など40以上に及ぶ教育施設に加えて、地区活動センター、老人福祉センター等の公共施設に対する市民利用の利便性を高めるため、インターネットによる各種情報の提供や施設予約などを実現するシステムを構築することが必要である。

■取組概要

必要な公共施設について、空き情報や施設情報をインターネット上に公開するとともに、市の公共施設においては、利用者登録を前提に、インターネットを活用した施設予約を行うシステムを構築する。(ただし、公民館、盛岡劇場・都南文化会館・市民文化ホールの一部(大ホールなど)など、対面方式で施設の貸し出しを行わなければならない施設を除く。)

また、システムの構築にあたっては、ICカード活用の可能性、認証基盤の利用を考慮するとともに、料金の精算方法、財務会計システムとのデータ連携を視野に入れ、計画的な導入を行うものとする。

■整備目標

2004（平成16）年度 公共施設予約管理システムの運用開始

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
公共予約管理システムの構築			→		

主管課	青少年女性課、市民生活課、高齢福祉課、児童福祉課、工業行政課、農政課、教育委員会事務局総務課、社会教育課、文化課、保健体育課、企画調整課情報企画室等関係各課
-----	--

5)図書館蔵書検索・予約管理システムの構築

市立図書館・都南図書館

■現状

市立図書館及び都南図書館に導入している蔵書検索システムは、別々に稼動するクライアントサーバ方式で構築したシステムであるため、運用コストが高い。また、図書館来館者が2つの図書館の蔵書を同時検索することもできず、サービスとしては不十分である。

市の公共施設で図書を貸出ししている施設は、上記の2施設のほか青山、仙北、松園、太田地区の活動センター、中央、上田（閲覧のみ）、西部、飯岡地区、乙部地区の公民館及び女性センターである。ただし、現在、市立図書館・都南図書館の361,185冊の蔵書データを電子化しているが、それ以外の施設の保有する蔵書118,040冊のデータは電子化されていない。

なお、県においては、県立図書館の蔵書のデータ化と県内図書館間のネットワークシステム構築を予定している。

■施策の必要性

図書資源は市民共有の財産であり、市民の図書利用の拡大や学習意欲への対応を図るために、図書資源を有効活用できる仕組みを整備する必要がある。このため、上記施設の蔵書をデータベース化して一元管理するとともに、インターネットや館内に設置したパソコンで検索し、各施設で貸出・返却できるサービスを提供することが必要である。また、可能な限りインターネットで図書予約できる機能を提供し、サービスの向上を図ることが求められている。

■取組概要

上記施設の蔵書データを一元管理するシステムを構築し、貸出などの内部業務システムの効率化を図りながら、インターネットで蔵書データを検索できるシステムを構築する。システムは、各館にクライアントを配備し、蔵書データはサーバで一元管理する方式で構築することにより、操作性の向上を図るとともに、システム構築費用の低減化を図る。また、インターネットで蔵書予約を可能にするとともに、図書を最寄りの図書館や公民館などで貸出・返却できる体制を整備する。

■整備目標

- 2002（平成14）年度 図書館蔵書検索・予約管理システムの構築
- 2003（平成15）年度 図書館蔵書検索・予約管理システムの運用開始
- 2004（平成16）年度 蔵書データの電子化
- 2005（平成17）年度 インターネットでの図書予約サービスの開始

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
図書館蔵書検索・予約管理システムの構築		→			
蔵書データの電子化			→		
インターネットでの図書予約				→	

主管課

社会教育課、青少年女性課、市民生活課

男女共同参画

6)男女共同参画の活動支援ネットワークの構築

■現状

内閣府男女共同参画局では、男女共同参画に関するポータルサイトを整備し、様々な情報発信を行っている。岩手県においても青少年女性課による情報発信が開始されている。

本市においては、2002（平成14）年度に、男女共同参画に関するホームページを立ち上げ、様々な情報発信を開始する予定であるが、市内女性団体を支援するために組織化した「なはんネット」の登録や、登録団体に対する各種イベントの案内、参加申し込みも現状では紙媒体でやり取りしている。

■施策の必要性

インターネットを中心とするネットワークは、いつでもどこからでも様々な情報にアクセスでき、育児や介護などで社会との接点を持つことが難しい立場に置かれることが多い女性に、電子メールやホームページを通じた情報交換、情報入手、ネットワークを活用した在宅ワークなど、様々な可能性を広げるツールとして活用されている。

本市においても、今後は男女共同参画社会づくりに向けた支援活動の一環として、インターネットなどのネットワークを積極的に活用していくことが求められている。

■取組概要

a)男女共同参画ポータルサイトの構築

男女がともに生き生きと暮らせる男女共同参画社会づくりに向け、男女共同参画社会の基本的な考え方や、本市が取り組んでいる施策、事業、市内女性団体の活動などを紹介する男女共同参画社会づくりのポータルサイトを構築する。

（関連施策：『e-citizenづくり』16）デジタルコミュニティ支援事業）

b)なはんネットのインターネット活用

「なはんネット」の登録、登録団体への各種イベントの案内及び参加申し込みの受け付け等をインターネット経由で通じて処理できるようにするとともに、男女共同参画に関する情報を発信する体制を整備する。

c)女性団体のネットワーク利用支援

女性団体のネットワーク利用を支援するため、女性団体へホームページエリアの貸し出しや、男女共同参画に関する「市民電子会議室」の運営を行う。

また、女性団体がインターネットを利用した活動を行うことができるよう、女性団体向けのIT講習会等を企画する。

（関連施策：『e-citizenづくり』3）IT講習の推進）

（関連施策：『e-citizenづくり』18）市民電子会議室の運営）

■整備目標

2003(平成15)年度 男女共同参画ポータルサイトの開設

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
男女共同参画ポータルサイトの構築		→			
なはんネットのインターネット運用		→			
女性団体のネットワーク利用支援		→			

主管課	青少年女性課

主に青少年女性課が担当する事項として、青少年のための情報収集・分析、青少年の問題解決、青少年の育成・指導、青少年のための政策研究、青少年のための情報発信等が挙げられる。また、青少年のための情報収集・分析、青少年の問題解決、青少年の育成・指導、青少年のための政策研究、青少年のための情報発信等が挙げられる。

主に青少年女性課が担当する事項として、青少年のための情報収集・分析、青少年の問題解決、青少年の育成・指導、青少年のための政策研究、青少年のための情報発信等が挙げられる。また、青少年のための情報収集・分析、青少年の問題解決、青少年の育成・指導、青少年のための政策研究、青少年のための情報発信等が挙げられる。

主に青少年女性課が担当する事項として、青少年のための情報収集・分析、青少年の問題解決、青少年の育成・指導、青少年のための政策研究、青少年のための情報発信等が挙げられる。また、青少年のための情報収集・分析、青少年の問題解決、青少年の育成・指導、青少年のための政策研究、青少年のための情報発信等が挙げられる。

主に青少年女性課が担当する事項として、青少年のための情報収集・分析、青少年の問題解決、青少年の育成・指導、青少年のための政策研究、青少年のための情報発信等が挙げられる。また、青少年のための情報収集・分析、青少年の問題解決、青少年の育成・指導、青少年のための政策研究、青少年のための情報発信等が挙げられる。

保健福祉

7)ITによる福祉総合ネットワークづくり

■現状

インターネットを中心とするネットワークは、自宅にいながらにして様々な情報を入手し、情報交換を行うことを可能とし、障害者や高齢者、あるいは引きこもりの子どもたちなど、いわゆる社会的弱者の活動範囲を大きく広げるツールとして、活用されている。

障害者向けには、パソコン補助機器や、視覚障害者のためのホームページを音声で読み上げるソフトウェアなども多数開発されており、岩手県では周辺機器の購入支援を行っている。

本市においては、2001（平成13）年度に、IT講習会の一環として、障害者向けの講習会を開催した。また、地域福祉センター、身体障害者福祉センター、岩手ワークショップ、盛岡アビリティーセンター、盲人ホーム、県立点字図書館、太田の園やしらたき学園にパソコンを配備してインターネットに接続して、施設を利用する障害者や地域住民の利用に供している。

■施策の必要性

障害者や高齢者、引きこもりの子どもたち等の活動を支援するため、ITを活用した施策、事業展開が求められている。

■取組概要

a)ホームページ作成のユニバーサルデザイン化

あらゆる市民が市のホームページを自由に使いこなすことができるよう、ユニバーサルデザインに配慮したホームページ作成の指針を作成し、市のホームページ作成のルールとする。

b)web版バリアフリーマップやユニバーサルデザイン情報の作成

高齢者、障害者が安心して外出することができるよう、また、障害者の観光客の誘致促進を図るため、市街地や多くの人が集まる施設等に関し、最新のバリアフリー情報をとりまとめた「バリアフリーマップ」を作成する。1990（平成4）年作成の盛岡福祉便利マップ、2001（平成13）年3月に県で作成した「はーとふるマップ」などの情報を基本としつつ、最新情報についてはインターネット上で市民から情報を収集するなどにより、情報を常に更新する仕組みを整える。また、ユニバーサルデザインの観点からもユニバーサルデザインを取り入れた製品などの情報を収集する。

市民参加型で作成したバリアフリーマップや収集したユニバーサルデザインを取り入れた製品などの情報は、インターネットで情報公開する。

c)自立支援ネットワークの形成

ユニバーサルデザインによる街づくりを推進するため、障害者や高齢者等の福祉団体（コミュニティ）へホームページエリアを貸し出すとともに、高齢者、障害者などが自身で書き

込みを行うことのできる電子会議室の開設を目指し、ボランティア等によるネットワーク相談や情報提供が実施できる体制を整備する。

(関連施策：『e-citizenづくり』16) デジタルコミュニティ支援事業)

(関連施策：『e-citizenづくり』18) 市民電子会議室の運営)

d) IT講習会の継続

障害者や高齢者のネットワークを活用した活動を支援するため、高齢者、障害者やその家族、あるいは福祉ボランティアなど、対象者を限定したIT講習会を継続的に実施する。

障害者向けの講習会などは、受講する高齢者や障害者のニーズに合わせるなどに配慮する。

(関連施策：『e-citizenづくり』3) IT講習の推進)

■整備目標

2003（平成15）年度 web版バリアーフリーマップやユニバーサルデザイン情報の公開

2006（平成18）年度 自立支援ネットワークの形成

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
ホームページ作成のユニバーサルデザイン化					→
web版バリアーフリーマップやユニバーサルデザイン情報の作成		→			
自立支援ネットワークの形成		→			→
IT講習会の実施					→

主管課

障害福祉課、高齢福祉課、保健センター、企画調整課情報企画室、社会教育課

(2) 街づくり

環境

8) 環境情報のネットワークづくり

■現状

地球温暖化対策や循環型社会の構築が叫ばれる中、国民のライフスタイルの見直しを含めた自発的かつ積極的な取組が求められている。このような流れを受けて、本市の環境についても、市民の関心が高まりつつあり、問い合わせ等が増大しているものの、市民が手軽に情報を入手する手段が不足している。

■施策の必要性

市の環境の保全と創造を推進するためには、事業者や市民がそれぞれの役割分担の下で自主的かつ積極的な取組を進めることができない。そのためには、まず事業者や市民が市の環境問題の状況を知ることが必要であり、インターネットを活用し、事業者や市民が利用しやすい形で情報提供を行うことが求められている。

また、リサイクル情報等、市民や事業者が相互に情報交換しあう仕組みを整備することにより、環境にやさしい暮らしの実現を支援することが重要な課題である。

■取組概要

a) 盛岡市環境ポータルサイトの構築

市の環境に関する情報を市民に提供するポータルサイトを構築する。

初期メニューとしては、本市の環境の状況や保存建造物等の紹介、各種募集案内、市の環境施策の紹介、廃棄物の処理状況などを想定する。現在冊子で市民に提供している「もりおかの環境」「公害概要」「環境基本計画」「一般廃棄物処理計画」などは、すべてホームページ上で閲覧できるようにする。また、子供たちに対しても楽しく環境学習を行うことのできるよう、情報の整備を行う。

さらに、リサイクル情報や環境関連団体の活動紹介など、市民及び事業者による環境保全活動の推進につながるような双方向の情報交流を推進する。

(関連施策:『e-citizenづくり』16) デジタルコミュニティ支援事業)

b) 墓園管理システムの充実

2002(平成14)年11月から募集を開始する市営新庄墓園の使用区画の管理、使用を希望する市民の利便性に配慮し、インターネットと連動した墓園管理システムを構築する。

空き区画等の情報を一元管理し、市のホームページに提示することにより、使用希望者がホームページで空き区画、申請方法を確認できるようにする。

また、墓園にはタッチパネル式の端末を設置し、希望者自身が、簡単な操作で空き状況を確認したり、その場で墓地予約を行えるようにする。

■整備目標

2003（平成15）年度 環境ポータルサイトの開設

2003（平成15）年度 墓園管理システムの拡充・稼働

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
盛岡市環境ポータルサイトの構築		→			
墓園管理システムの拡充		→			

主管課

環境課、清掃管理課、ごみ減量推進課、清掃業務課

国際

9)国際交流情報のネットワークづくり

■現状

国際化の進展とともに、本市を訪れる外国人や本市に居住する外国人が増加している（2001（平成13）年9月末現在1,290人、49ヶ国）。本市は姉妹都市（カナダ・ビクトリア市）やその他諸外国との交流や、研修生の受け入れサポート、（財）盛岡国際交流協会における多文化多言語セミナーの実施や3カ国語による生活情報誌もりおか（日本語、英語、中国語）の発行など在住外国人支援体制の整備、市民レベルでの交流が図られている。

市内には（財）盛岡国際交流協会を中心とした多数の国際交流団体が活動しているが、ホームページによる情報発信はほとんど行われていないのが現状である。

■施策の必要性

市内に居住する外国人の生活利便性確保のため、ホームページによる多国語の情報提供が求められている。

また、市内の国際交流団体のネットワーク利用を支援することにより、市民の国際交流活動、在住外国人支援などを、市民自らの手で行う体制をつくりあげることが必要である。

■取組概要

a)在住外国人への情報提供・交流の充実

市のホームページに、在住外国人向けの生活支援情報（便利帳）を掲載する。初期メニューとしては、生活情報や特集項目、市の新着情報、イベント情報、日本語教室情報などを想定し、英語・中国語等で情報発信する。

また、市民電子会議室に在住外国人の知恵やノウハウを情報交換する場を設け、外国人が利用しやすい店舗や盛岡の物産情報等の情報交換を行う。さらにここで得られた情報を、盛岡を訪れる外国人に対し、「観光情報」の一環として発信する。

b)電子申請の推進（再掲）

国民健康保険、予防接種、転入学など、在住外国人からの申請・届出が多い手続きについて、申請・届出のオンライン化を推進していく上で、在住外国人が手続きしやすいシステムになるよう配慮する。

（関連施策『e-businessづくり』6）・『e-cityづくり』11）申請・届出のオンライン化）

c)国際交流団体のIT化支援

市内の国際交流団体のIT化を支援するため、ホームページエリアの貸し出しなどを行う。団体支援については、（財）盛岡国際交流協会と連携し、事業を展開する。

（関連施策：『e-citizenづくり』16）デジタルコミュニティ支援事業）

■整備目標

2002（平成14）年度 在住外国人向け生活情報の発信開始

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
在住外国人への情報提供・交流の充実	→				→
電子申請の推進	→			→	
国際交流団体のIT化支援	→				

主管課

国際交流課

医療

10)市立病院等の医療関連情報システムの高度化

■現状

1999（平成11）年に現在の場所に移転新築した市立病院は、外来患者数の伸び悩み等により困難な病院経営を強いられている。また、市民に対する高度な医療サービス提供のため、病院独自のホームページによる情報発信や、病院内部の医療関係の情報システム（オーダリングシステム等）の拡充が課題となっている。

医療給付を行っている国民健康保険、老人保健等の業務では、レセプトを管理保管しているが、膨大な枚数になるため、その保管場所に苦慮している。

■施策の必要性

待ち時間の減少や医師・看護婦の事務負担軽減、病院の経営コスト削減のため、院内の医療関係の情報システムを拡充していくことが求められている。

また、市民にとって利用しやすい病院となるよう、ホームページを活用し、市立病院の特色や休診などの各科案内、定期的に当院で開講している市民公開講座の情報提供などをを行うことが必要である。

国によるレセプトの電算化が方針として決定された場合、医療機関、保険者、レセプト審査機関等との統一的な対応が必要となる。

■取組概要

a)市立病院内の医療関係情報システムの拡充

現在、紙媒体でレセプトを発行している医事会計システムの機能追加を行い、レセプトを電子データで出力、請求できるようにする。

また、市民健診等を実施する自治体病院として、現在手書きで処理している健診結果などを管理する「健診システム」を構築し、市民が過去の履歴を比較できるようにする。「健診システム」については、オーダリングシステムと連動することが望ましいが、費用対コストの観点から、単独のシステム開発も可能性のひとつとする。

将来的には、患者の待ち時間の短縮、カルテ開示、患者情報の共有化などに向け、現在のオーダリングシステムに加え、電子カルテシステムの導入を検討する。

b)市立病院のホームページ作成

病院のホームページを作成し、診察時間などの基本的情報提供のほか、「現在の待ち時間」のリアルタイムでの情報提供や、診療、健診、人間ドック等をホームページ上で予約できるようにし、市民の利便性向上に努める。

c)レセプト電算化の対応

レセプトが電算化された場合における市の対応を効率的に実施できるよう調査・研究を行う。

■整備目標

2002（平成14）年度 病院ホームページの立ち上げ、健診システムの構築

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
院内の医療関係情報システムの拡充					
レセプトの電子化		→			
健診システムの導入	→				
新規オーダリングシステムの開発と電子カルテの導入		→			
市立病院のホームページ作成	→				→
レセプト電算化の対応		→			→

主管課

市立病院、介護保険課、市民生活課、国民健康保険課

都市・交通

11)バスロケーションシステムの整備

■現状

市内はマイカーによる通勤が増加したため、朝夕の交通渋滞が激しいほか、毎年バス利用者が減少している傾向にある。バス離れの理由として、バスの運行情報がわからないためにバスが使いにくいなどの声がある。

市民のバス利用の利便性を高めるため、オムニバスタウン計画に基づき、2001(平成13)～2003(平成15)年度の3カ年に、市内の主要な病院やバスターミナル、バス停留所などへ情報ディスプレイ機器を設置する事業を推進中である。

■オムニバスタウン計画とは

公共交通機関であるバスの利用促進を通して交通事故・交通渋滞等の自動車交通が抱える諸問題の解決を図り、安全かつ豊かで暮せる地域を実現することを目的とした国土交通省及び警察庁の施策。盛岡市は、2000(平成12)年2月に国の指定を受け、ゾーンバスシステムを中心に、より多くの人が使いやすいバスの運行や施設の整備を図ることとしている。

■施策の必要性

市民のバス利用の利便性を高めるため、バスの運行情報を利用者がバス停等で確認できるバスロケーションシステムの導入を、着実に推進する必要がある。

■取組概要

事業主体である社団法人岩手県バス協会(バスセンター内)に集中管理センターを置き、情報ディスプレイ機器を市内のバス停留所等に設置する。GPSと無線の併用により、バスの接近情報などバス運行情報を利用者に提供する。また、情報ディスプレイによる公共情報や緊急情報なども提供し、同時に携帯電話やインターネットでも受信が可能なシステムとする。

■整備目標

2003(平成15)年度 バスロケーションシステムの本格運用開始

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
システム開発		→			
管理センター、ディスプレイ、車載器設置		→			

主管課

交通対策課

消防・防災

12) 災害時緊急情報伝達手段の多様化

■現状

本市では、災害時に気象予警報及び災害時の非常招集を市幹部職員等に伝達する手段として、ポケットベルを利用した緊急情報伝達システムを整備している。

市民への災害・防災情報の提供に関しては、現在ホームページに掲載している情報量が少なく、内容の充実が課題となっている。

■施策の必要性

災害時における情報伝達については、複数の通信手段を確保しておき、情報通信を確実なものとしなければならない。

このことから、職員間の緊急情報伝達システムについては、現在のポケットベルによる方式を確保しながら、情報量の多い電子メールを併用することで、災害時の情報伝達をより確実なものとし、速やかな災害応急対策を講ずることが必要である。

また、市民への情報提供については、ホームページを活用して災害時への対応方法などについて情報を提供し、防災意識の高揚を図ることが必要である。

■取組概要

a) 災害時緊急情報伝達システム整備

ポケットベルによる同報通信手段に加え、電子メールによる気象予警報の伝達及び非常招集等を行う。電子メールは、招集する職員の携帯電話へ送信する。なお、緊急情報の伝達にあたっては、ポケットベルと電子メールの機能特性に応じた利用指針を検討しておくものとする。

また、災害現場等と災害対策本部との情報連絡には、無線も併せた音声通話も使用して情報伝達を一層正確なものとする。

b) 防災情報提供の充実

市のホームページを通じ、防災・災害情報提供の充実を図る。

また、市民電子会議室などを活用し、災害時に活動する災害ボランティアの育成、ネットワークづくりを図る。

(関連施策：『e-citizenづくり』16) デジタルコミュニティ支援事業)

■整備目標

2005(平成17)年度 災害時緊急情報伝達システムの稼働

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
災害時緊急情報伝達システム 整備				→	
防災情報提供の充実	—				→

主管課	消防防災課
-----	-------

インフラ

13)ケーブルテレビの一本化

■現状

ケーブルテレビ事業は、テレビ都南が旧都南村地区を対象に、岩手ケーブルテレビジョン（株）が旧盛岡市域等を対象にサービスを提供しているが、それぞれのサービス内容や施設設備等に違いがある。また、2006（平成18）年度以降に予定されている地上波放送のデジタル化（地方局）やブロードバンドサービスへの対応を検討しなければならない状況にある。

■施策の必要性

本市の2つのケーブルテレビでは、情報格差の是正、地上波放送のデジタル化、ブロードバンドサービスへの対応を図り、情報の公平かつ迅速な提供を合理的に行うため、2者の一本化が求められている。

■取組概要

テレビ都南と岩手ケーブルテレビジョン（株）を一本化し、市内で同一レベルのサービスを提供することについて検討する。また、放送のデジタル化やブロードバンドサービス提供に伴う設備等の整備については、市民・企業のニーズを基にした費用対効果や地域ごとの投資バランスの検討を行ったうえで対応する。

■整備目標

2010（平成22）年度 ケーブルテレビの一本化

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
ケーブルテレビの一本化					►

主管課

広聴広報課、企画調整課情報企画室

14)光ファイバの整備促進と公共施設間ネットワークの整備

■現状

市内には、NTT東日本、東北電力などにより光ファイバの敷設が行われているが、市民がブロードバンドでインターネットを利用する環境は、2000（平成12）年8月現在、県下のADSL対応事業者が20社、ケーブルテレビ1社のほか、一部で無線事業者がサービスを開始しているが、首都圏などと比較した場合のサービス提供は遅れがちである。

また、現在、市内の行政関連（グループウェア配備）施設には、専用回線、INS64、CATV回線で本庁とのネットワークを構築している。これら本市が直接・間接に運営する支所、福祉関連施設、保健衛生施設、公民館、学校等は全部で244施設にのぼる。今後は、LG-WANによる国、県、他市町村との情報連絡の増加、市民との間の各種オンライン手続きの増加など、将来的には大容量コンテンツの流通が見込まれる。

■施策の必要性

超高速インターネットにアクセスし、大容量のコンテンツを流通するためには、光ファイバやCATVなどのインフラが整備される必要がある。特に光ファイバは最も有力なメディアとなるが、CATVや無線などとの役割分担にも配慮する必要がある。

また、公共施設間のオンラインによる情報交換を活性化するため、公共施設間をネットワークしている回線を高速大容量化することや、ネットワーク化していない公共施設の通信回線確保を行うことも必要である。

■取組概要

a)光ファイバの整備促進

各家庭や企業への高速通信環境を確保するため、民間活力を中心とした光ファイバの整備促進を誘導する。また、光ファイバの敷設が困難な地域には、民間事業者と連携しながら光ファイバに替わる手段の確保を目指す。

b)公共施設間ネットワークの整備

公共施設間のネットワークの高速大容量化を図るため、防災、教育ネットワークなどの市が保有する他のネットワークとの整合性などにも留意しながら、民間事業者の光ファイバサービスについて総合的な検討を行う。ただし公共施設間では、市民情報などの個人情報が授受されるため、セキュリティ、個人情報保護には万全の注意を払う必要があり、そのため、公共施設間でやりとりされる情報についてはVPN(ヴァーチャルプライベートネットワーク)などの最新技術動向などに留意し、費用、効果の両面から最適のネットワーク構築について検討する。

（関連施策『e-cityづくり』15）住民基本台帳ネットワークシステムの構築）

（関連施策『e-cityづくり』16）総合行政ネットワークの整備）

■整備目標

2006（平成18）年度 超高速インターネットへのアクセスが25,000世帯

2004（平成16）年度 公共施設のネットワーク化完了

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
光ファイバの整備促進					→
公共施設間ネットワークの整備			→		

主管課

企画調整課情報企画室

15)公共空間でのインターネット環境整備

■現状

市内の公共施設でインターネット端末を利用できるところは、観光文化交流センター（プラザおでって）内の観光文化情報プラザ、岩手県庁内などがあるが、市内の中心部に偏っている。

また、2001（平成13）年度に実施した市民意識調査においては、約3割の市民がインターネットを利用しているが、残りの約3割の市民もインターネットを利用したいと希望している。

■施策の必要性

市民がインターネットなどを自在に活用し、オンラインのコミュニケーションを活発化させ、そこからオフラインのコミュニティを形成していくことは、今後の市の活性化を図るうえで重要である。パソコンやインターネットが家庭に普及するまでの過渡的措置として、また、デジタルデバイドの解消を図るために、最寄りの公共空間において市民がインターネットを自由に利用できる環境を整備することが求められている。

■取組概要

市内10ヶ所の公民館などの公共施設に、市民が気軽に利用できるインターネット環境（市民ネットコーナー）を整備し、市民のインターネット活用を推進する。また、市のホームページから申請書のダウンロードや印刷ができるようにする。

■整備目標

2002（平成14）年度 市民ネットコーナーの整備

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
市民ネットコーナーの整備	—	—	—	—	→

主管課

企画調整課情報企画室、社会教育課

(3) ふれあいづくり

■ コミュニティ

16) デジタルコミュニティ支援事業

■ 現状

パソコンの世帯普及率(99年)が31%，携帯電話が53%と情報機器が家庭に浸透し，インターネットの利用が市民の間に普及しつつある。今後，この傾向はますます進展することは確実であり，PCとテレビが融合するなどの技術革新も始まっている。また，2001(平成13)年度に実施されたIT講習会について，盛岡市では12,000人の受講者が見込まれており，インターネット利用者層の底上げが図られた。

こうしたインターネットを中心とするネットワークは，オンラインコミュニケーションの活性化，オフライン(実態社会)への発展性という性格を持ち，本市においても同じ趣味や目的をもったグループの情報連絡，コミュニケーションなどに活用されている。

他方で，地域社会では地域への無関心傾向が増長され，犯罪解決率の低下を招く要因ともなっている。今後は地域コミュニティづくりにおいても，ネットワークの特性を活かした取組を推進することが求められている。

■ 施策の必要性

インターネットの双方向性を活用して，オンラインでのコミュニケーションをきっかけとした実態社会のコミュニティが形成されるなど，これまでにはなかった人と人の繋がりが形成されようになった。しかし，地域に密着したメーリングリストやメールマガジンの数は多くなく，また，メーリングリストの管理者も人材不足の状況である。本市のコミュニティを活性化させる一方策として，市民や市民活動団体が気軽にデジタル(オンライン)コミュニティを利用できる仕組みが必要である。

■ 取組概要

a) 盛岡デジタルコミュニティサイトの構築

市が認めた団体に，無料で利用できるホームページエリアを貸し出すことにより，市内各種団体の情報発信，情報交流を促進する「盛岡デジタルコミュニティサイト」を構築する。

各種団体のホームページづくりを支援するため，各分野別にも取組を推進し，それらを総合化するポータルサイトとする。

また，各団体のホームページを一元化することにより，団体間の交流の活性化を図る。

(関連施策：『e-citizenづくり』3) IT講習の推進)

(関連施策：『e-citizenづくり』6) 男女共同参画の活動支援ネットワークの構築)

(関連施策：『e-citizenづくり』7) ITによる福祉総合ネットワークづくり)

(関連施策：『e-citizenづくり』8) 環境情報のネットワークづくり)

(関連施策：『e-citizenづくり』9) 国際交流の情報ネットワークづくり)

b) 盛岡デジタルコミュニティ・オンラインコミュニケーションサポート事業

市民がオンラインコミュニケーションやそこから発展するオフラインコミュニケーションを楽しむことができるよう、「市民電子会議室」による電子掲示板機能、メーリングリストやメールマガジンの仕組みを提供する。サーバの管理、メーリングリストの管理はボランティアの協力を得て運営し、市がハードを提供し、市民がそのシステムの運営を行う仕組みを構築する。

また、会議室を活性化するため、モダレーター（会議室管理人）を市職員と市民で協働して担当したり、オフ会を実施する。

（関連施策：『e-citizenづくり』18）市民電子会議室の運営）

■整備目標

2002（平成14）年度 事業開始

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
盛岡デジタルコミュニティサイトの構築					➡
オンラインコミュニケーションサポート事業					➡

主管課	企画調整課情報企画室
-----	------------

17) 地域ITリーダーの育成

■現状

パソコンやインターネット利用の初期の段階では、些細なトラブルが解消できないことが多い。IT講習の受講者においても、自宅のパソコンの操作がIT講習と違っていたり、インターネット環境の構築やパソコントラブルの対処方法がわからないなど不安感を抱えるケースが多いことが明らかとなった。しかし現状では、パソコンやインターネットの利用について、気軽に指導してもらえるヘルプデスク的な機能を有する機関はない。

■施策の必要性

市民のIT活用の裾野を拡大し、またデジタルコミュニティ事業を推進するためには、地域住民のIT実践において生じたトラブル等をサポートする体制を整備する必要がある。そのため、市民が習得した知識を互いに共有できる仕組みを整備することが求められている。

■取組概要

a) ITリーダーの育成

インターネット端末を設置する公民館などを活用して、IT講習受講者やボランティアの市民をITリーダーとして育成し、市民やデジタルコミュニティサイトに参画する各団体の指導・相談を行う体制を整備する。また、ITリーダーの育成にあたっては、県内の情報教育や地域の情報化に携わる人たちで組織したSPERng（スパーリング）研究会等の協力を得て、市民レベルでIT知識の共有を促進する。

（関連施策：『e-citizenづくり』3) IT講習の推進）

b) ITリーダーメーリングリストの運用

ITリーダーを対象にメーリングリストを立ち上げ、ITリーダー間の情報交流を活性化させるとともに、地域でのIT実践活動の指導的役割を担うための、情報提供や支援を行う。

■整備目標

2003（平成15）年度 ITリーダーの育成及びメーリングリストの運用

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
各団体のITリーダーの育成					→
ITリーダーメーリングリストの運用		→			

主管課	社会教育課、企画調整課情報企画室
-----	------------------

18)市民電子会議室の運営

■現状

インターネットの双方向性を活かし、市民との意見交換を行うため、ホームページワーキンググループで検討を重ね、本市のホームページ上に電子会議室を開設することとした。現在、2002（平成14）年度前半の運用開始を目指してシステムの構築中である。

■施策の必要性

双方向での情報交流を可能とするインターネットの特徴を活かし、市民と市役所の情報交流を促進することにより、市政への市民意見の反映、市民参画型の政策立案の仕組みを確立することが求められている。このため、市の広聴機能を強化し、市民と市役所との交流の場を設ける必要がある。

（関連施策：『e-citizenづくり』：16）デジタルコミュニティ支援事業）

■取組概要

市民参画型の行政運営を実現するため、市のホームページに市民電子会議室を設ける。例えば、広域行政、情報政策、環境問題対策、国際交流、観光、福祉、市長の会議室など、特定のテーマを持った会議室を複数設立し、市民と行政の意見交換、政策立案への市民参画を実現する。参加にあたっては、参加希望者は、あらかじめ市に氏名等を登録したうえで、市から発行されるIDにより電子会議室にログインする。ただし、発言時にはハンドルネームの利用を許可し、閲覧のみの場合には、登録を不要とする。

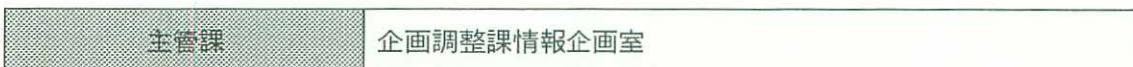
各会議室には、市職員若しくは民間人から選んだ管理人（モダレーター）を設置するとともに、市からの意見・情報提示を積極的に行うことで、参加者の意見交換を促す。また、各会議室に職員が個人的に参加することも可能とする。オンライン上のコミュニティがオフラインに発展するきっかけとして重要なオフ会についても、市が主導して開催することによって、市民との直接交流を図り、新しい行政運営の仕組みづくりを行う。

■整備目標

2002（平成14）年度 市民電子会議室の本格運用開始

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
市民電子会議室の運用	→				



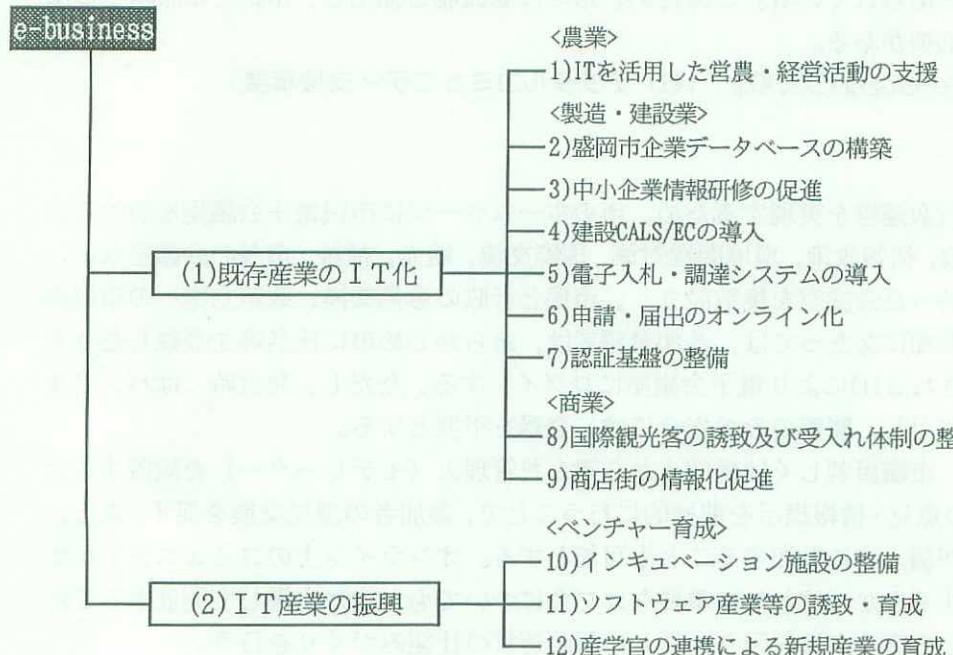
主査課

企画調整課情報企画室

2. e-businessづくり

基本方針：ITを活用して持続的に発展する市内産業

- 既存産業へのITの導入を支援することで、企業や業界団体の活性化を図る。また、ITを積極的に活用することであらゆる分野の起業化を支援するとともに、IT関連産業の新規創出を図り、市内産業の新規開拓を進める。
- 市内産業の持続的発展を目指し、「(1)既存産業のIT化」及び「(2)IT産業の発展」を推進する。



(1) 既存産業のIT化

農業

1) ITを活用した営農・経営活動の支援

■現状

本市の農業は、米、野菜、果実等が主作物であるが、近年では消費地との近接性を活かして花卉（かき）等の高収益作物の生産が拡大している。しかし、本市全体の農業粗生産額は減少傾向にあり、農業後継者不足も深刻化している。また、農業経営も企業経営的感覚を取り入れるため、経営分析等を通じた改善・合理化を図る必要性が生じている。

■施策の必要性

これまで、農業協同組合等を通じて、農業経営に必要な情報を入手する体制が整備されてきた。しかし、農業経営に必要となる情報は、気象情報、市況情報や病害虫情報など多岐にわたり、またニーズも多様化しつつあることから、今後はそれに加え、ITを積極的に活用することで、農業経営の強化、販売チャネルの多様化、消費者との交流拡大を目指し、農業経営の効率化・高度化を進め、経営基盤を安定させることが必要となる。

■取組概要

農業経営の効率化を図るため、パソコン講習会などを通じて、パソコンを利用した経営管理の普及を推進する。また、産直ポータルサイトを構築し、市産農産物の販路拡大のための情報提供を図るとともに、消費者ニーズを直接吸い上げることなどによって、生産者と消費者との交流を促進する。

更に県が進める総合農業情報システムや外部ネットワークからの情報等農業者が必要とする情報を迅速に提供する体制を構築する。

■整備目標

- 2003（平成15）年度 産直ポータルサイトの運用開始
- 2004（平成16）年度 パソコンによる経営管理の普及支援
- 2006（平成18）年度 総合農業情報提供体制の構築

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
産直ポータルサイトの構築		→			
パソコンによる経営管理の普及支援			→		
総合農業情報提供体制の構築	—				→

■製造・建設業

2) 盛岡市企業データベースの構築

■現状

本市の企業は、経営基盤が弱い小規模事業所の占める割合が高く、個別企業単位では変化の激しい経済情勢に対応することが難しくなりつつある。そこで、企業の集団化や共同化、協業化等を促進し、生産環境の整備、経営体質の強化を進めることが求められている。

■施策の必要性

集団化や協業化を促進するとともに、他産業との連携を進めるためには、関係者間の情報交流や情報共有を行うための共通のプラットフォームが不可欠である。

また、現在では、有益情報であっても市内企業への提供手段が限られていることから、市内の企業情報について体系化・整理を行い、今後の産業振興施策に反映させる必要がある。

■取組概要

市内企業の企業情報を扱う盛岡市企業データベースを、産業支援センターのサーバ稼働に伴い構築する。企業規模、業況、製品、保有技術、設備等の企業情報を収集するとともに、web上で検索可能なシステムとし、企業間取引等を促進させる。

■整備目標

2002（平成14）年度 企業データベースの運用開始

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
盛岡市企業データベースの構築	—	—	—	—	→

主管課	工業労政課
-----	-------

3)中小企業情報研修の促進

■現状

現在、市内の企業にはコンピュータの導入が進んでいるが、コンピュータやインターネットを十分に活用した取組が不足している場合も見受けられる。

■施策の必要性

中小企業においてインターネット等を活用することは、情報発信による販路の拡大や受発注業務の効率化等をもたらす。また今後は、インターネットを基盤としたASP(Application Service Provider)事業等の発展が期待されており、様々なB2B(Business to Business)サービスや新しいビジネスモデルの導入も容易になる。こうしたことから、市内中小企業の情報リテラシーを高め、IT関連のスキルアップについて取り組む必要がある。

■取組概要

社員の情報リテラシー向上のために中小企業が実施する情報研修を(株)岩手ソフトウェアセンターなどの関係機関と連携を図りながら促進する。

■整備目標

2006(平成18)年 企業による情報研修の促進

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
中小企業情報研修の促進					→

主管課

工業労政課、商業観光課

4)建設CALS/ECの導入

■現状

建設CALS/ECとは、公共事業の調査・設計・施工等の全てのプロセスで情報を電子化し、「電子納品」や「電子入札」などのシステムを導入し、関係者間での電子データの交換、共有、連携を実現する仕組みである。国土交通省では2004（平成16）年度までに建設CALS/ECの導入を決定し、一部工事において導入済みである。また、全国の自治体においても岐阜県や横須賀市において実験導入が始まっており、官民協力の上、導入の準備が進められている。

■施策の必要性

CALS/ECは、これまで紙で交換されていた公共事業に関する情報を、標準に基づいて電子化し、ネットワークを介して交換することにより、特定の機器・システムに縛られることなく、組織を越えて情報の伝達、共有、処理、加工、検索や連携を可能とする。

発注者にとっては、調査・設計から工事・管理に至るまで公共施設ライフサイクルにわたる情報の活用等により、品質向上やコスト縮減、事業執行の迅速化・効率化が期待される。また、受注者にとっては、発注者や関連企業との間でより正確で迅速な情報交換や経済的な資材調達等が可能となり、企業としての競争力が強化される。

■取組概要

国土交通省が進める建設CALS/ECを導入する。

■整備目標

2010年度（国土交通省目標）地方公共団体を含めた全公共事業で建設CALS/ECの実現

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
CALS/ECの導入検討とシステム開発					→
電子データ交換の実現					→
電子入札・調達システムとの連携				→	→

主管課	水道部建設課、道路建設課など建設工事担当課、契約検査課、企画調整課情報企画室
-----	--

5)電子入札・調達システムの導入

■現状

現在、本市では、業者等が資格登録をする際に市営建設工事請負契約、建設関連業務委託契約又は物品の買入れ等に係る「競争入札参加資格審査申請書（変更届含む。）」を、工事等の入札参加を希望する際に「公募型指名競争入札参加申込書」又は「一般競争入札参加資格確認申請書」を、さらに必要に応じて「設計図書借用申込書」、「設計図書等青写真申込書」及び「同等品申請書」を、業者から書面で提出させる仕組みをとっている。また、入札（見積合せ）は、書面による公告、競争入札（見積）通知等を行った上で、会場において入札書等の書面を提出させ執行している。

■施策の必要性

国土交通省では、2001（平成13）年10月より一部の直轄事業（工事及び建設コンサルタント業務）の入札を電子入札システムにより実施している。また、2004（平成16）年度には全ての直轄事業で電子入札を実施するとともに、完全実施に向けた体制整備を概ね一年前倒しし、2003（平成15）年度初期にも本格的な電子入札を実施する方針である。電子入札は、入札・契約手続改善等業務の効率化を進めるとともに、公正性や透明性を確保する効果が高いことから、本市においても本システムの導入が必要となる。なお、本システムを導入する際には、中小企業が本システムにスムーズに対応できるよう配慮する必要がある。

■取組概要

競争入札参加資格の申請の確認、受理、審査結果通知、公告等、入札（見積）通知書、入札（見積）、入札（見積）結果通知など一連の業務を、インターネットを用いて行うことができる電子入札・調達システムを構築する。

（関連施策：『e-businessづくり』7）・『e-citizenづくり』17）認証基盤の整備）

■整備目標

2005（平成17）年度 電子入札・調達システムの運用開始

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
電子入札・調達システムの導入				→	

主管課

契約検査課、水道部総務課、企画調整課情報企画室

6)申請・届出のオンライン化

■現状

国は、2003（平成15）年度中に地方自治体がほぼすべての申請・届出をオンライン化することを目指し、汎用受付システムの検討など必要な制度等の条件整備を進めている。

本市においては、全754種類の申請・届出手続のうち、オンライン化が完了しているものは17手続、申請書類を電子化している手続が248手続となっており、他の手続については申請書類を紙媒体で管理している。

また、市への手続きを行う場合、通常は申請書の交付を受け必要事項を記入のうえ、担当課へ提出するが、書類の不備等がみられる場合には、市民は数度にわたり来庁する必要が生じるなど、市民サービスの低下の一因となっている。

現在、オンライン化の第一段階として、ホームページ上の申請書類のダウンロードを可能とするシステムを整備した。

■施策の必要性

申請・届出の電子化は、電子政府・電子自治体構築の基礎的要件のひとつであり、市民や市内企業の負担を軽減するため、ホームページからの申請書類のダウンロードや、自宅や公共端末等からオンラインで行政手続きを可能にするなど、市役所に出向くことなく、いつでもどこでも申請・届出ができる環境を整備する必要がある。

■取組概要

a)申請書類のダウンロード

第一段階として、可能な限り申請・届出書類を電子化するとともに、ホームページ上に掲載し、ダウンロードを可能とする。

b)申請・届出手続のオンライン化

国の動向等を踏まえながら、各種認証基盤の構築にあわせて、必要な申請・届出手続のインターネット等によるオンライン処理を実現する。

■整備目標

2002（平成14）年度 全書類のダウンロード開始

2005（平成17）年度 申請・届出のオンライン手続きの本格運用

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
ホームページ上の申請書のダウンロードの実施		→			
認証基盤の整備		→			
オンライン化手続の計画策定	→				
オンラインシステムの構築・運用			→		
基幹系システムとの連携				→	

主管課	企画調整課情報企画室、関係各課
-----	-----------------

7)認証基盤の整備

■現状

市民等から行政機関に対する申請・届出等や、行政機関から市民等への結果通知等を、インターネットを利用して行う場合、真にその名義人(申請者や行政機関の処分権者)によって作成されたものか、申請書や通知文書の内容が改ざんされていないかを確認できることが必要である。これを確認するための行政機関側の仕組みが「組織認証基盤」であり、申請者個人を確認する仕組みが「個人認証基盤」である。

組織認証基盤としては、政府において「政府認証基盤(GPKI : Government Public Key Infrastructure)」の構築を進めており、地方公共団体においても、都道府県及び政令指定都市については2001(平成13)年度までに、その他の市町村については2003(平成15)年度までに、それぞれ組織認証基盤(LGPKI)を構築することが求められている。

個人認証基盤については、近年、電子署名が実用化されてきているところであり、国民・住民本人の電子署名を第三者機関が認証する個人認証制度の構築が必要となっている。この場合、国民・住民に対して、全国どこに住んでいても、できる限り低廉な負担で、オンライン申請等を活用できるよう、地方公共団体による公的個人認証サービスのあり方が検討されている。実現に向けては、必要な要件、運営主体、手続等についての検討、必要法案の国会への提出、実証実験をへて、地方公共団体では2003(平成15)年度中の運用開始をめざすこととされている。

■施策の必要性

市民等から行政機関に対する申請・届出等や、市役所から市民等への結果通知等を、インターネットを利用して行うため、真にその名義人(申請者や行政機関の処分権者)によって作成されたものか、申請書や通知文書の内容が改ざんされていないかを確認する「組織認証基盤」とび「個人認証基盤」の整備が必要である。

■取組概要

組織認証基盤については、今後提示される国の指針や県の取組状況を踏まえながら、2003(平成15)年度中の構築を目指す。

個人認証基盤については、法案提出・指針の提示等国の動向を踏まえるとともに、2002(平成14)年度に予定されている全国的な実証実験の成果を踏まえ、県や他市町村との連絡を密にしながら、2003(平成15)年度までの構築を目指す。

■整備目標

2003(平成15)年度 組織認証基盤の整備
2003(平成15)年度 個人認証基盤の整備

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
組織認証基盤整備		→			
個人認証基盤整備		→			

主管課	企画調整課情報企画室
-----	------------

組織認証基盤整備は、組織の構成を明確化するため、組織構造図を作成する。個人認証基盤整備は、個人の属性情報を明確化するため、個人属性登録用紙を作成する。組織認証基盤整備と個人認証基盤整備は、組織構造図と個人属性登録用紙を作成するため、企画調整課情報企画室が担当する。組織認証基盤整備と個人認証基盤整備は、組織構造図と個人属性登録用紙を作成するため、企画調整課情報企画室が担当する。

組織認証基盤整備と個人認証基盤整備は、組織構造図と個人属性登録用紙を作成するため、企画調整課情報企画室が担当する。組織認証基盤整備と個人認証基盤整備は、組織構造図と個人属性登録用紙を作成するため、企画調整課情報企画室が担当する。

組織認証基盤整備と個人認証基盤整備は、組織構造図と個人属性登録用紙を作成するため、企画調整課情報企画室が担当する。組織認証基盤整備と個人認証基盤整備は、組織構造図と個人属性登録用紙を作成するため、企画調整課情報企画室が担当する。

組織認証基盤整備と個人認証基盤整備は、組織構造図と個人属性登録用紙を作成するため、企画調整課情報企画室が担当する。組織認証基盤整備と個人認証基盤整備は、組織構造図と個人属性登録用紙を作成するため、企画調整課情報企画室が担当する。

商 業

8)国際観光客の誘致及び受入れ体制の整備

■現状

本市は、カナダ・ピクトリア市との姉妹都市提携やアルペンスキー世界選手権盛岡・雲石大会の開催等を契機として、国際交流のまちづくりが進み、年間約8,000人の外国人観光客が訪れている。本市では(財)盛岡国際交流協会の設立等により国際化を推進するとともに、民間においても盛岡商工会議所等を中心に国際化への対応が進められている。

情報発信については、プラザおでってにある(社)盛岡観光協会を初めとして様々な団体が、ホームページを利用して盛岡市の観光・芸術・文化・地場産品等の情報発信を行っているが、いずれも英文表記されておらず、海外や外国人に向けての情報発信となっていない。

■施策の必要性

外国人観光客の誘致活動を展開するために、市のホームページ、(社)盛岡観光協会などの各団体や、地場産品を紹介するバーチャル博物館などの情報を英文化するとともに、英語以外の言語表記による情報の発信が必要である上、情報をタイムリーに更新する体制を整備する必要がある。また、市内の在住外国人向けに、生活支援情報を提供する仕組みも必要である。

■取組概要

盛岡市をはじめ各団体のホームページを英文表記するとともに、世界に向かた情報発信とするため、他の言語での表記を推進する。

また、市内の在住外国人向けには、インターネット上で生活支援情報を提供する生活便利帳を開設する。

■整備目標

2003（平成15）年度 各団体等のホームページの英文表記

2003（平成15）年度 在住外国人向け生活便利帳の開設

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
ホームページの英文表記		→			
在住外国人向け生活便利帳の開設		→			

主管課

商業観光課、企画調整課情報企画室、国際交流課

9)商店街の情報化促進

■現状

市内には、32の商店街（平成11年10月現在）があり、大通商店街や着町商店街ではホームページを利用して地域の情報を発信している、また、大通商店街や着町商店街ではポイントカード事業に取り組んでいるが、システムが老朽化し、機器の破損や不具合が生じてきている。

■施策の必要性

商店街の活性化を図り、商店街の情報化を推進するためには、ホームページ等の活用を促進するとともに、ポイントカードのシステムについても最新技術等を用いた新システムへの再構築が必要である。

■取組概要

各商店街の特色を踏まえ、ホームページ等を活用した商店街の情報化を推進するとともに、新たなポイントカードシステムを大通商店街や着町商店街に導入し、顧客情報のデータベース化を図り、ダイレクトメール発送等データの二次活用を促進する。

■整備目標

2002（平成14）年度 大通商店街の新ポイントカードシステムの導入
2003（平成15）年度 着町商店街の新ポイントカードシステムの導入

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
新ポイントカードシステムの導入		→			
商店街のホームページ活用促進					→

主管課

商業観光課

(2) IT産業の振興

ベンチャー育成

10) インキュベーション施設の整備

■現状

厳しい経済環境の下、全国的に廃業率が開業率を上回るなどの状況となっており、本市においても、今後の地域経済への影響が懸念されている。

■施策の必要性

地域経済の低迷を打破するためには、新規産業を創出し、地域産業の構造転換を進める必要がある。しかし、スタートアップ時には、ワークスペースや運用資金、経営ノウハウ等の不足が問題となって創業が成功しないケースも多いことから、創業者等に対して総合的な支援を行うインキュベーション施設が必要である。

■取組概要

(仮称) 盛岡市産業支援センターを整備し、新たに創業しようとする主婦・学生・ビジネスマン等を対象に、スタートアップ時のワークスペースを提供する。また、センター内に交流サロンを設置し、ベンチャー企業等との情報交流の場を提供する。さらに、技術活用や経営に関するスキルアップを図るため、インキュベートマネージャーの活動や各種支援を行う。

■整備目標

2002(平成14)年度 盛岡市産業支援センターの開設

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
盛岡市産業支援センターの整備	開設→				

主管課	工業労政課
-----	-------

11)ソフトウェア産業等の誘致・育成

発展の基盤としての情報通信産業

■現状

本市及び周辺には、情報通信分野に関する高等教育機関として岩手大学工学部情報工学科、岩手県立大学情報ソフトウェア学部などがあり、また、盛岡駅西口地区の「地域交流センター」等を核にしながら、情報関連業種や研究開発型企業等の誘致を進めている。現在では、(株)岩手ソフトウェアセンターなどの情報関連企業等が活動しており、情報関連産業拠点を形成しつつある。

■施策の必要性

今後の成長産業である情報関連企業を誘致・育成することは、地域経済の持続的な成長を促すものであり、市としても積極的な対応が必要である。

■取組概要

盛岡駅西口地区の情報関連産業拠点等において、既存の集積等を活かしながら、ソフトウェア産業やコンテンツ産業等の新しい情報通信産業が本市に集積するように誘致・育成・支援を行う。

■整備目標

2010（平成22）年 情報関連産業の拠点の形成

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
ソフトウェア産業等の誘致・育成					→

主管課	市街地整備課、工業労政課
-----	--------------

12)産学官の連携による新規産業の育成

■現状

盛岡都市圏には、岩手大学、岩手医科大学、岩手県立大学等の高等教育機関や、岩手県工業技術センター等の試験研究機関等が多数立地しており、それぞれの立場で学術研究や学術研究開発等を進めている。

■施策の必要性

新規産業の創出や起業化にあたっては、学術研究成果（シーズ）の民間企業への移転や、共同研究開発や実証実験の推進、企業の試作開発等に対する試験研究機関等の支援など、地元大学等高等教育機関を含めた産学官の連携体制が必要である。

■取組概要

産業支援センターを核として、新たに事業を営もうとしている人を対象とした支援を行う。また、地元大学や試験研究機関、情報関係機関、企業・団体間の情報交流ネットワーク化を図る。

■整備目標

2003（平成15）年度 産学官の情報交流ネットワーク化の推進

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
産学官の情報交流ネットワーク化の推進	→				→

主管課

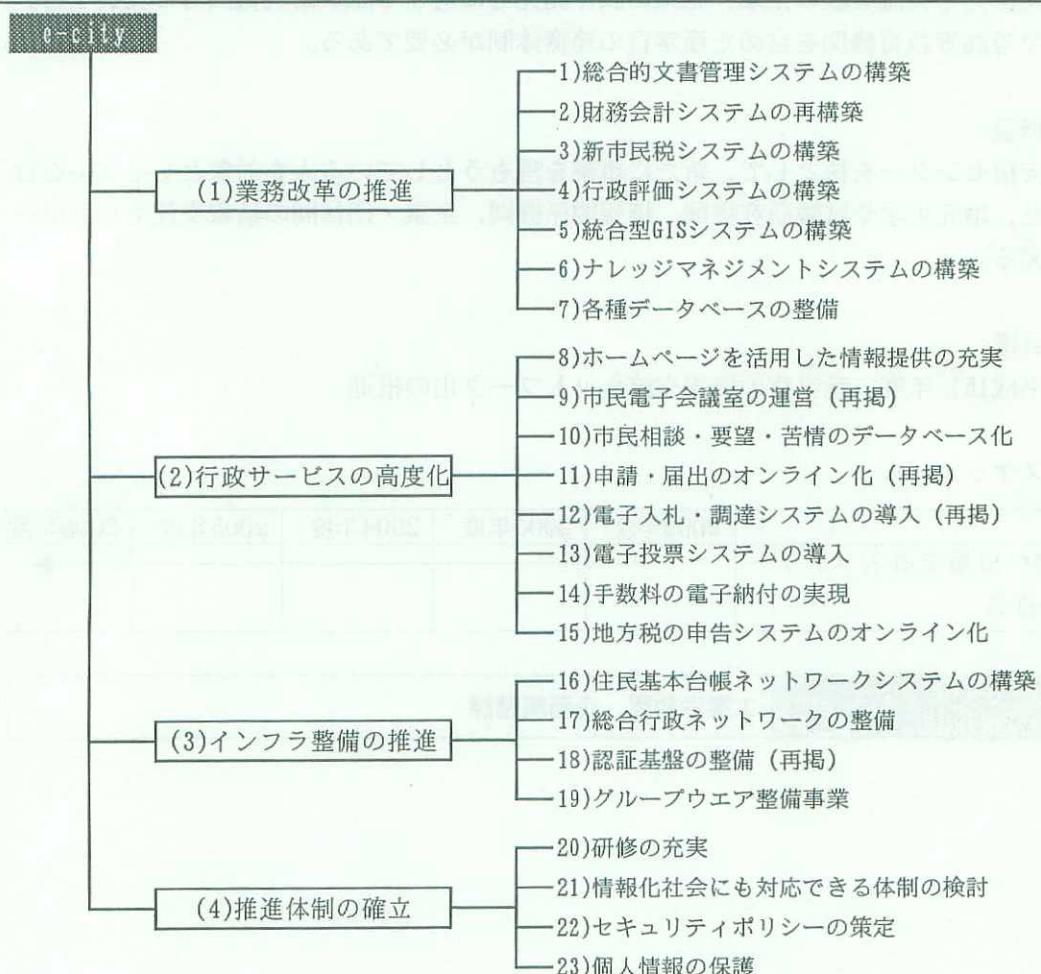
工業労政課、企画調整課

3. e-cityづくり

政府の実業部門による行政改革の手引書

基本方針：市民サービスの向上から発想する電子自治体構築

- 市民サービスの向上を目的とし、市民の視点に立った業務改善に取り組むことにより、結果として行政事務の効率化を実現する。
- 市民サービスの向上を目指し、「(1) 業務改革の推進」「(2) 行政サービスの高度化」を両輪とし、それらを支える「(3) インフラ整備の推進」及び「(4) 推進体制の確立」を実現する。



(1) 業務改革の推進

1) 総合的文書管理システムの構築

■現状

2001(平成13)年度に導入した文書管理システムでは、簡易な文書内容や書目データベースのネットワークでの閲覧が可能となつたが、府内引継文書のみを対象としているために、各課保管文書等は未登録となっている。

■施策の必要性

総合行政ネットワークの整備、申請・届出等手続のオンライン化といった、電子市役所の構築に向けて、すべての行政情報や文書を電子化するとともに、府内における行政事務の効率化を図り、意思決定の迅速化を実現するために、総合的文書管理システムを導入し、公開可能な行政情報はインターネットを通じて公開するシステムを構築する必要がある。なお、総合的文書管理システムは、財務会計システム、総合行政ネットワーク等の整備と密接なつながりがあり、一体的な整備を行う必要がある。

■取組概要

紙媒体を基本に処理されているすべての文書を対象に、収受、起案、決裁、保存、廃棄に至る処理を電子的に行う総合的文書管理システムを構築するとともに、インターネットを利用して公開可能な行政文書へのアクセスを可能とする。なお、電子的に保存されていない文書の取り扱いについては、電子化の可否、文書の保存期間等の諸条件を検討して対応するものとする。

■整備目標

2006(平成18)年度 総合行政ネットワーク、電子申請など対応したシステムの運用開始

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
システム構築のための調査・研究	→				
システム構築・運用開始		→			
インターネットによる情報公開				→	

主管課

総務部総務課、企画調整課情報企画室

2)財務会計システムの再構築

■現状

本市で現在運用しているシステムは1986（昭和61）年度に導入され、予算要求額・査定結果の集計から各種集計表や予算書の版下出力までを処理するシステムであるが、予算編成のみを対象としている。予算編成以外の各業務段階では、各課ごと独自のシステムがネットワーク化されずに稼働しており、予算要求、予算配当、収入、支出及び決算に係る帳票類の作成に多大な時間と労力を要しているほか、財務関係の数値等の情報把握にも時間を要している。

■施策の必要性

財務会計システムを再構築することにより、予算要求、収入調定、支出命令等の財務関連について、各課と財務担当課の間でデータ連携を図り、入力・集計作業、各種照会・回答業務の省力化を図ることが求められている。

■取組概要

予算管理や物品・財産管理などを含めた、財務関連事務を総合的かつ効率的に取り扱う全庁的な財務会計システムの構築を図り、必要な電子決裁の機能を付加する。

具体的には以下の20のシステムから構築する。

予算編成、予算管理、歳入管理、歳出管理、歳入・歳出外現金管理、資金管理、起債管理、契約管理、工事検査管理、旅費管理、債権債務者管理、基金管理、物品管理、公有財産管理、備品管理、決算管理、決算統計、債務負担行為管理、源泉徴収管理、公共料金管理

■整備目標

2004（平成16）年度 財務会計システムの再構築

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
予算編成システムの構築・稼働	→				
予算編成・決算関連を除く全システムの構築・稼働		→			
決算管理・決算統計システムの構築・稼働			→		

主管課	財政課、企画調整課情報企画室ほか関係各課
-----	----------------------

3)新市民税システムの構築

■現状

個人住民税の当初賦課事務は、約30万件に及ぶ課税資料を適正に処理する必要があるが、各税目（たばこ税・入湯税を除く）の賦課業務は、業務委託によりオンラインシステムで運用されているため、確認作業など多大な時間と労力を要している。また、当初賦課後の月例異動処理については、業務委託による月1回のバッチ処理であるため、新規課税や修正の必要がある場合に即時処理が行えず、課税証明書発行等の対応の遅れなど、市民サービスの低下を招いている。法人市民税についても、月1回のバッチ処理であり、収納簿が作成されるまで時間を要するため、申告と納付状況が効率的に確認できず、納税業務担当課から即時処理への要望が強い。

■施策の必要性

各税目（たばこ税・入湯税を除く）の賦課業務は、1967（昭和42）年以来、業務委託によりオンラインシステムで運用されており、抜本的な見直しが行われないまま、税法改正にあわせた部分的な見直しのみを行ってきた。そのため、個人住民税においては事務処理量が膨大となり、事務効率・市民サービスの観点からみて、システムの抜本的な見直しが必要である。

また、2003（平成15）年から「地方税の申告手続のオンライン化」が順次進められ、認証基盤が整備され次第、法人市民税、個人住民税が電子化の対象となるとともに、「総合行政ネットワーク」の構築や電子市役所の構築にあわせ、各種税証明のICカード等による自動交付、インターネットによる申請・交付などの運用も想定される。

こうしたことから、現行システムの抜本的な見直しを行い、クライアントサーバシステムへの移行、及び電子自治体構築に対応したシステム構築を行う必要がある。

■取組概要

新システムはクライアントサーバ方式により、個人住民税・法人市民税・軽自動車税・たばこ税・入湯税のそれぞれの賦課・管理システム及び課税データからなる、市民税に関する全業務を網羅するシステムとする。

課税データの入力については、近い将来運用開始となる「電子申告」や磁気媒体からのデータ作成に配慮するだけでなく、紙による課税資料についても、OCR機能を含めたデータ入力方法を検討し、正確かつ効率的な方法を採用する。特に、現在大きな課題となっている個人住民税については、システム上でデータを統合させる「自動合算方式」を採用することで、事務の効率化をはかる。

また、課税資料を画像ファイルで管理し、システム上で検索・名寄せを可能とする「イメージスキャニング・ファイリングシステム」を採用することで、課税処理過程における

効率的なエラーチェック体制の整備や、賦課決定後の市民の問い合わせに対する迅速な対応を可能とし、市民サービスの向上を図る。

■整備目標

2005（平成17）年度 全システム稼働

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
「個人住民税」に係るシステム	■	→	■	■	■
「法人市民税・軽自動車税」に係るシステム			→	■	■
「たばこ税・入湯税・税証明」に係るシステム				→	■

主管課	市民税課
-----	------

4)行政評価システムの構築

■現状

効率的な行財政運営など継続的な行政活動の改善や、市民に対する説明責任（アカウンタビリティ）の徹底を図り、市民との協働のまちづくりを推進することを目的として、行政評価システムの検討を開始している。

府内に、助役を委員長とする「行政評価システム検討委員会」及び幹事会、行政評価システム研究会を設置し、内部検討を進めている。

また、国においては、中央省庁等改革の大きな柱の一つとして、行政評価の一つである政策評価制度が、平成13年1月から全政府的に導入され、地方公共団体においても全国に広がりつつある。なお、岩手県においても、2001（平成13）年度より総合的な政策評価制度を始めており、評価結果等をホームページ等で公表している。

■施策の必要性

行政機関が自らの政策の効果を測定・分析し、政策そのものの見直しや改善といった評価を客観的かつ厳格に行うことにより、政策の的確な企画立案やその実施に資する情報を提供する「行政評価」に対する関心が急速に高まっている。また、地方公共団体においても、逼迫する財政や地方分権の動きに対応するため、限られた行政資源を有効活用しながら住民サービスを高める努力が必要となっており、より主体的な政策形成と住民へのアカウンタビリティの遂行が求められている。計画（plan）－実施（do）－評価（check）－改善（action）のマネジメントサイクルの仕組みを行政活動に組み込み、経営的観点から地方行財政を改革する中核的なツールとして、事業レベルでの業績を評価する「事務事業評価」、政策・施策レベルでの効果を評価する「政策・施策評価」などの取組が必要となっている。

こうした行政評価の仕組みを導入するためには、すべての行政分野にわたって政策・施策及び事務事業における膨大な評価データを管理・分析する必要があり、ITの活用によるシステム構築が不可欠である。また、評価結果の公表や市民からの意見等の受付など、市民との協働における媒介手段としても、インターネット等のITが大きな役割を果たすことが想定される。

■取組概要

政策・施策及び事務事業を評価対象とし、第一段階として事務事業評価、第二段階として政策・施策評価を実施する。評価主体については、導入の初期段階では内部評価とし、導入後定着の状況を見ながら外部評価についても検討する。

評価は数値化した成果指標等に基づいて行うとともに、グループウェアを活用した行政評価システムを開発・運用することにより、職員間での情報共有を図る。

同時に、市民への説明責任（アカウンタビリティ）や透明性の確保の観点から、本格実施の段階では、評価結果のホームページへの掲載、情報公開室での閲覧等の方法により公開する。

■整備目標

2004（平成16）年度 事務事業評価結果のホームページによる公表

2005（平成17）年度 IT活用による行政評価システムの検討・構築

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
事務事業評価の実施・施策政策評価の検討		→			
施策・政策評価の実施、外部評価の検討			→		
ホームページの作成			→		
IT活用による行政評価システムの構築				→	

主管課	企画調整課
-----	-------

5) 統合型GISシステムの構築

■現状

本市では国土交通省の委託を受けて2000（平成12）年度に住宅地図を基図とし、その上に建築確認申請時にチェックが必要なデータ（用途地域等の規制データ）をレイヤとして重ね合わせた、「土地情報提供システム」を構築し、2001（平成13）年度にはホームページ上の試験運用を実施している。

また、住民基本台帳とマッチング処理した住宅地図を利用し、介護保険ケアマネジメントシステムや在宅療養者指導システムも稼動している。

■「土地情報提供システム」以外の地図情報システム構築の動き

【既整備システム】

図面情報電算管理システム（水道部配水管理課：2000（平成12）年度導入）

地形、管路情報と関連する属性情報を一元管理している。具体的には、1/500の水道施設管理図の検索・表示・出力、断水区域の表示、工事箇所情報管理の機能を有している。

盛岡市森林資源管理システム（産業部農地林務課：1999（平成11）年度導入）

森林資源の構成・サンプリングが容易になったが、データを県から借りているため、市独自での運用に支障がある。

都市計画支援システム

平成12年2月に都市計画図が更新されたことに伴い、都市計画部門において1/2,500の地形図データを基に土地利用計画地図情報システムが稼動している。

【今後整備予定のシステム】

道路情報管理システム（建設部道路管理課）

道路台帳をもとに1/500の基盤図を作成し、道路幅員・延長等の各種道路管理データのレイヤを重ねるとともに、道路管理台帳、道路占用許可をデータベース化し、これらとリンクできるシステムを構築する。また、他の関係課がこの基盤図を基図として利用できるよう、配慮する。

建築確認情報等電子地図化事業（都市整備部建築指導課）

第一段階として1990（平成2）～1998（平成10）年確認・検査状況資料（住宅地図に記載したもの）と道路種別情報資料の電子化を行う。その後、1999（平成11）年以降の確認・検査状況資料、道路種別情報資料の電子化を進め、さらに概要書の電子化を実施する。

ゴミ集積場所管理システム（環境部清掃業務課）

住所・電話番号等から所在地を検索可能な電子地図及びデータベースでゴミ集積場所の情報を一元管理する。

■施策の必要性

本市においては、各部局ごとに地理情報システムの整備が実施もしくは計画されている。今後は、各部局で共用可能な空間データを整備し、個別部局において必要なデータを重ね合わせて利用する統合型GISシステムを構築することにより、情報共有や迅速な情報交換を可能にするとともに、市民や企業への情報提供や情報の共有化への拡大を図り、全体的なコストの低減を図ることが必要である。

■国における統合型G I Sシステム構築の動き

国においては、2001（平成13）年7月に「統合型の地理情報システムに関する全体指針」やシステム構築、データ整備について記述した「統合型の地理情報システムに関する整備指針」を提示しており、2002（平成14）年度には「データの維持管理・更新に係る指針」が策定される予定である。また、これらに並行して、実証実験が進められている

■取組概要

現在運用している1/2,500の住宅地図を基図に用いた土地情報提供システムは、基図の更新が容易でかつ安価なため、その運用を継続し、各課保有データの共有化の拡大とデータ精度の向上を図りながら、統合型GISとしての全庁的な展開を積極的に推進する。特に、住民登録と連動したシステムについては、事務の効率化や住民サービスの向上の観点から利用する部署の拡大を推進する。また、同システムのWebへの展開については、市民への情報提供の質や利便性を高めるため、土地情報以外の情報を提供できるようにする。

道路台帳や水道の管路情報などより精度が要求されるものについては、1/500の基盤図データを作成し、固定資産などの情報やガス会社など公益事業者との連携を構築することにより、相互に有効なデータを共有しシステム全体のコストの軽減を図るものとする。

■整備目標

- 2002（平成14）年度 現行GISシステムによるデータ及びエンジンの一元化、
500分の1のGISシステムの調査及び全庁的活用の検討
- 2003（平成15）年度 500分の1のGISシステム開発及びデータ構築
- 2004（平成16）年度 500分の1のGISシステムデータ構築
- 2005（平成17）年度 500分の1のGISシステムデータ運用開始

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
現行システムの機能強化 (1/2500)					→
1/500システムの構築		→			→

主管課

企画調整課情報企画室、清掃業務課、都市計画課、建築指導課、
道路管理課、農地林務課、配水管理課ほか関係各課

6)ナレッジマネジメントシステムの構築

■現状

本市では、2000（平成12）年度よりグループウェアを順次導入し、メール、電子掲示板や市役所ホームページによる情報発信の仕組みを活用しながら、職員同士や職員と市民の情報共有を図る取組を開始している。

■施策の必要性

インターネットをはじめとするネットワークの普及により、庁内においては業務の単位が「組織」から「個人」へと緩やかに移行をはじめ、また、各地でネットワークを活用した市民参画型の行政運営へのトライアルが始まっている。

こうした変化を受け、本市においても、統計的データや定型ファイルなどの情報だけでなく、職員個人の経験に基づく知恵や知識といった情報を共有する「ナレッジマネジメント」を導入し、業務改革を推進する必要性が高まっている。

さらに、電子掲示板を活用した市民との意見交換など政策立案への市民参画を推進することが、今後の行政運営において求められる。

■取組概要

庁内のグループウェアを活用し、まず庁内職員間において、各職員の経験や知識に基づく定性的な情報共有を促進する仕組みを整える。また、ナレッジマネジメントシステムの構築にあたっては、情報の所在情報だけでなく、「誰が」その情報を保有しているかという「人」に着目した情報検索の仕組みを整えることに留意する。

市民との間では、市民参画型の政策立案の仕組みを整備する。

■整備目標

2002（平成14）年度 ナレッジマネジメントシステムの構築調査

2004（平成16）年度 ナレッジマネジメントシステムの構築

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
ナレッジマネジメントシステムの構築			→		

主管課

企画調整課情報企画室

7) 各種データベースの構築

■現状

本市では、資産税課、下水道部業務課をはじめとして業務に応じて委託（メインフレームを使用）によって出力された名寄台帳、各種課税台帳な様々な台帳・資料等を紙媒体で保有、保管している課が多数ある。このため、検索・閲覧業務や管理・更新業務などはすべて手作業によって行われるために多大な労力を要する他、保管場所の確保が困難となっている。

■施策の必要性

各課が所管するデータを電子化し、効率的な利用形態でのデータベースを図り、各課のデータ処理業務の簡便化、管理・更新業務の効率化や正確性の向上を図る。また、関連するデータの相互利用、検索機能の向上を図ることで、市民からの照会に短時間で対応をすることを可能とするとともに、市民の閲覧を容易にするなど、市民サービスの向上を図る。

■情報の電子化・データベース構築に対する各課の認識

統計調査員データベース化事業（企画部企画調整課）
各統計調査にあたって協力を得ている登録調査員の個票数が5,000近くに達しているため、調査員の登録、修正、検索、各種名簿・宛名シール作成、表彰対象者の推薦等の処理を行うとともに、各調査ごとに調査区設定、調査員事務説明会・調査票提出会の開催通知、調査別調査用品配布一覧表の作成、報酬支払い処理及び通知などの事務全般を処理するシステムを構築。
交通指導員データベース整備事業（企画部交通対策課）
交通指導員の個人情報、各月報酬、指導員履歴、表彰履歴、制服貸与等のデータをデータベース化し、当該年度の表彰対象者や予算編成時の制服貸与該当者の抽出を行う。また、交通指導員報酬についても、全国銀行協会統一フォーマットのFDで振り込み依頼を行うことで事務効率化を図る。
交通安全施設整備データベース活用事業（企画部交通対策課）
年間200件あまりの交通安全改善要望の要望年度、要望者、路線名、内容をデータベース化し、必要に応じ路線別、施設別、年度別、要望者別などの分類でデータ加工を実施する。
土地台帳管理システム（財政部資産税課）
土地課税台帳を廃止し、異動に伴う各種データの即時更新を可能とするとともに、土地台帳のデータベース化を推進する。
各種台帳の電子台帳化（財政部資産税課）
索引簿、氏名コード管理簿、名寄せ帳、土地課税台帳、家屋課税台帳、画地構成台帳、償却資産課税台帳、償却資産明細書管理簿を電子媒体で管理する。
償却資産管理システム（財政部資産税課）
当初入力はパンチ入力とするが、税変入力についてはオンライン化し、帳票類の削減、時間の短縮を図るとともに、各種台帳を電子媒体化することでペーパーレス化を推進する。また、納税義務者のカード管理はパソコンを利用した方法に改め、業務の効率化を図る。
公園台帳管理システム（都市整備部公園緑地課）
未開設公園を含め500箇所以上に及ぶ市内の公園緑地について用地図、現況写真、苦情の整理、施設管理状況、諸元、竣工図などの内容を含んだデータベースを構築し、各課職員のパソコンから容易に資料を引き出せるシステムを構築。

排水設備台帳OA化（下水道部業務課）

将来11万件ほどになることが見込まれる排水設備台帳について、2001（平成13）年度国土交通省G I Sモデル事業で作成中のG I Sとリンクさせ、課内のパソコンで管理できるようするとともに、庁内L A Nにより他課からの参照を可能とすることで、閲覧の利便性の向上、業務の効率化を図る

農家基本台帳管理システムの変更（農業委員会事務局）

1997（平成11）年度に導入済みの農家基本台帳システムを、最新OSに対応させる。

■取組概要

a) OA機器の利用に関する要領の見直し

昭和60年に制定したOA機器の利用に関する要領は、グループウェアシステムやクライアントサーバシステムによるデータベース利用について想定していないため、システムの構築に当たり、システム構築及び利用方法等についての指針を検討し、要領の改正を行う。

あわせて、データベース構築指針について検討する。

b) 電子化・データベース化の推進

各課が所有するデータの電子化、データベース化を推進し、業務の効率化、正確性の向上を図るとともに、検索機能の向上や庁内LANを活用した情報共有を推進することで、市民サービスの向上を図る。具体的には、統計調査員、交通指導員、資産税各種台帳、公園台帳、排水設備台帳や農家基本台帳のデータベース化を推進する。

■整備目標

2002（平成14）年度 データベース構築指針の策定

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
各種データベースの構築・運用	→				→

主管課

企画調整課情報企画室、交通対策課、資産税課、公園緑地課、下水道部業務課、農業委員会

(2) 行政サービスの高度化

8) ホームページを活用した情報提供の充実

■現状

市では2001（平成13）年7月にホームページを全面リニューアルし、追加の必要な機能やコンテンツについては現在庁内ワーキンググループでその内容を検討している。

■施策の必要性

市民に対する情報提供は、ネットワーク時代の行政運営の基本であり、市民が必要なときに、わかりやすい形で市の情報を入手できるよう、透明性の高い、迅速な情報提供システムを構築することが必要である。また、市民に対する情報提供は、市民参画、協働による行政運営を行うための前提条件であり、ホームページを活用した情報提供の仕組みを整える必要がある。

■取組概要

a) 各課別ホームページの作成

各課毎に、課で所有する情報をホームページ上で公開する。各課からの情報提供を支援するため、ホームページ作成のテンプレートをインターネット上に準備する。

（提供する情報の例）

広報紙、在住外国人に向けた生活情報など、市の予算、主要事業、バランスシートなどの財政情報、保存建築物、環境施策、水質情報などの環境情報、市立病院の紹介

b) 分野別ポータルサイトの作成

「保健・福祉・医療」「環境」「国際」「教育」「防災」など、各分野別にポータルサイトを作成し、総合性に配慮した市民にとって利用しやすい情報提供に努める。

ポータルサイトの整備にあわせ、各分野で不足している情報の精査、情報収集及び発信を推進する。

c) 検索システムの構築

市民が得たい情報にアクセスできるよう、全文検索型の検索システムとともに、その時々のトピックを反映したキーワード検索を行えるようにする。

d) 広報紙編集業務へのDTPシステム導入

レイアウト編集・画像処理・描画ソフトを導入することにより、DTP（デスクトップパブリッシング）編集を職員自ら行えるようにし、広報紙の編集業務を効率化する。また、Webで新鮮な情報を提供するため、編集したコンテンツを市民が閲覧しやすい形態でホー

ムページ上に公開するともに、広報紙の省資源化を検討する。

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
ホームページ内容の検討・更新					→
DTPシステムの導入	→				

主管課	企画調整課情報企画室、広聴広報課、関係各課
-----	-----------------------

9)市民電子会議室の運営（再掲）

■現状

インターネットの双方向性を活かし、市民との意見交換を行うため、ホームページワーキンググループで検討を重ね、本市のホームページ上に電子会議室を開設することとした。現在、2002（平成14）年度前半の運用開始を目指してシステムの構築中である。

■施策の必要性

双方向での情報交流を可能とするインターネットの特徴を活かし、市民と市役所の情報交流を促進することにより、市政への市民意見の反映、市民参画型の政策立案の仕組みを確立することが求められている。このため、市の広聴機能を強化し、市民と市役所との交流の場を設ける必要がある。

（関連施策：『e-citizenづくり』：16）デジタルコミュニティ支援事業）

■取組概要

市民参画型の行政運営を実現するため、市のホームページに市民電子会議室を設ける。例えば、広域行政、情報政策、環境問題対策、国際交流、観光、福祉、市長の会議室など、特定のテーマを持った会議室を複数設立し、市民と行政の意見交換、政策立案への市民参画を実現する。参加にあたっては、参加希望者は、あらかじめ市に氏名等を登録したうえで、市から発行されるIDにより電子会議室にログインする。ただし、発言時にはハンドルネームの利用を許可し、閲覧のみの場合には、登録を不要とする。

各会議室には、市職員若しくは民間人から選んだ管理人（モダレーター）を設置するとともに、市からの意見・情報提示を積極的に行うことで、参加者の意見交換を促す。また、各会議室に職員が個人的に参加することも可能とする。オンライン上のコミュニティがオンラインに発展するきっかけとして重要なオフ会についても、市が主導して開催することによって、市民との直接交流を図り、新しい行政運営の仕組みづくりを行う。

■整備目標

2002（平成14）年度 市民電子会議室の本格運用開始

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
市民電子会議室の運用	→				

主管課

企画調整課情報企画室

10)市民相談・要望・苦情のデータベース化

■現状

本市では、電子メールや電話による相談、要望、苦情の受付を行っている。電子メールについては情報企画室で一括受信後、担当各課に転送しており、電話については各課が直接受けているが、いずれの場合でもその都度担当課が調査し、回答している。また、紙媒体による要望、苦情等については、広聴広報課が広聴カードをおこして、各課への回答を求め、要望、苦情等を行った本人に回答している。なお、この広聴カード方式による要望、苦情等の処理は、ノーツ上で運用する広聴システムへの移行を準備している状況にある。

■施策の必要性

市民相談・要望・苦情は、過去の相談内容と重複したり、複数課にまたがる内容となることもあり、現在の対応方法では、効率が悪いため、全局的に市民相談・要望・苦情等についてその内容をデータベース化し、各課がそれを参照できるシステムを構築することにより、効率的かつ的確な対応を行う必要性が高まっている。

■取組概要

各課に寄せられた市民からの相談・要望・苦情内容について、その内容をデータベース化するとともに、グループウェアを活用して、各課が参照できるシステムを構築し、迅速かつ的確な対応を可能とする。また、頻度の高い質問については、ホームページ上にFAQを掲載するなど、市民への情報提供を進める。

■整備目標

2002（平成14）年度 データベース構築・運用

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
市民相談・要望・苦情等のデータベースの構築・運用	→				

主管課	広聴広報課、各課
-----	----------

11)申請・届出のオンライン化（再掲）

■現状

国は、2003（平成15）年度中に地方自治体が、ほぼすべての申請・届出をオンライン化することを目指し、汎用受付システムの検討など必要な制度等の条件整備を進めている。

本市においては、全754種類の申請・届出手続のうち、オンライン化が完了しているものは17手続、申請書類を電子化している手続が248手続となっており、他の手続については申請書類を紙媒体で管理している。

また、市への手続きを行う場合、通常は申請書の交付を受け必要事項を記入の上、担当課へ提出するが、書類の不備等がある場合には、市民は数度にわたり来庁する必要が生じるなど、市民サービスの低下の一因となっている。

現在、オンライン化の第一段階として、ホームページ上での申請書類のダウンロードを可能とするシステムを整備した。

■施策の必要性

申請・届出の電子化は、電子政府・電子自治体構築の基礎的要件のひとつであり、市民や市内企業の負担を軽減するため、ホームページからの申請書類のダウンロードや、自宅や公共端末等からオンラインで行政手続きを可能にするなど、市役所に出向くことなく、いつでもどこでも申請・届出ができる環境を整備する必要がある。

■取組概要

a)申請書類のダウンロード

第一段階として、可能な限り申請・届出書類を電子化するとともに、ホームページ上に掲載し、ダウンロードを可能とする。

b)申請・届出手続のオンライン化

国の動向等を踏まえながら、各種認証基盤の構築にあわせて、必要な申請・届出手続のインターネット等によるオンライン処理を実現する。

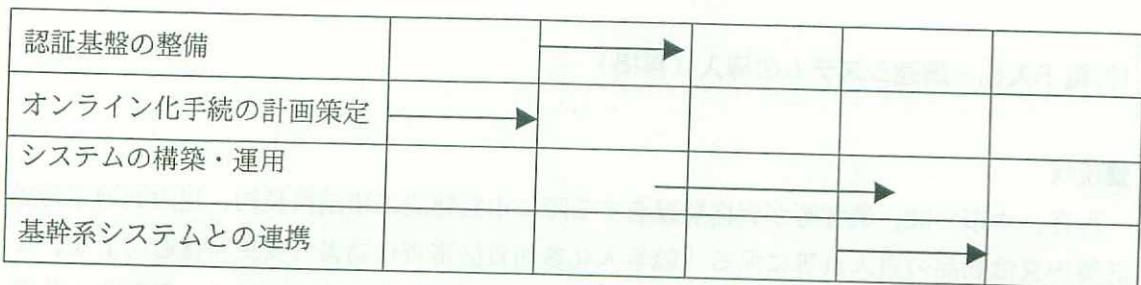
■整備目標

2002（平成14）年度 全書類のダウンロード開始

2005（平成17）年度 申請・届出のオンライン手続きの本格運用

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
ホームページ上の申請書の ダウンロードの実施	→				



主管課 企画調整課情報企画室、関係各課

12)電子入札・調達システムの導入（再掲）

■現状

現在、本市では、業者等が資格登録をする際に市営建設工事請負契約、建設関連業務委託契約又は物品の買入れ等に係る「競争入札参加資格審査申請書（変更届含む。）」を、工事等の入札参加を希望する際に「公募型指名競争入札参加申込書」又は「一般競争入札参加資格確認申請書」を、さらに必要に応じて「設計図書借用申込書」、「設計図書等青写真申込書」及び「同等品申請書」を、業者から書面で提出させる仕組みをとっている。また、入札（見積合せ）は、書面による公告、競争入札（見積）通知等を行った上で、会場において入札書等の書面を提出させ執行している。

■施策の必要性

国土交通省では、2001（平成13年）10月より一部の直轄事業（工事及び建設コンサルタント業務）の入札を電子入札システムにより実施している。また、2004（平成16）年度には全ての直轄事業で電子入札を実施するとともに、完全実施に向けた体制整備を概ね一年前倒しし、2003（平成15）年度初期にも本格的な電子入札を実施する方針である。電子入札は、入札・契約手続改善等業務の効率化を進めるとともに、公正性や透明性を確保する効果が高いことから、本市においても本システムの導入が必要となる。なお、本システムを導入する際には、中小企業が本システムにスムーズに対応できるよう配慮する必要がある。

■取組概要

競争入札参加資格の申請の確認、受理、審査結果通知、公告等、入札（見積）通知書、入札（見積）、入札（見積）結果通知など一連の業務を、インターネットを用いて行うことができる電子入札・調達システムを構築する。

（関連施策：『e-businessづくり』7）・『e-citizenづくり』17）認証基盤の整備）

■整備目標

2005（平成17）年度 電子入札・調達システムの運用開始

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
電子入札・調達システムの導入	————	————	————	→	————

主管課

契約検査課、水道部総務課、企画調整課情報企画室

13)電子投票システムの導入

選舉委員會の運営方針

■現状

平成13年12月に「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」が公布され、平成14年6月には岡山県内の自治体において、全国初の電磁的記録式投票機による選挙いわゆる電子投票が実施される予定である。

本市においても、選挙の投開票事務においては、選挙人名簿の電算化（1985（昭和60）年度～）、不在者投票システムの導入（1998（平成10）年度～）、投票システムの導入（2001（平成13）年度～）により、投票事務において選挙人名簿抄本との照合確認作業の効率化を図ってきたが、開票事務については、開披、点検など手作業によるところが大きいため、多大な労力と時間を要している。

■施策の必要性

有権者の利便性や開票の効率化及び迅速化を図るため特例法が制定され、国においては、現在電磁的記録式投票機の使用に係る技術指針及び施行令等の整備が進められている。本市においても、このような動きに対応して、電子投票システム（電磁的記録投票システム）を整備する必要がある。

■取組概要

国等の動きを踏まえながら、県及び市の選挙において、投票所に電磁的記録式投票機を設置し、電子記録媒体に投票結果を記録させることにより、開票処理をコンピュータ上で実施できるシステムを構築する。

■整備目標

2004（平成16）年度 電子投票システム（電磁的記録投票システム）の導入

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
電子投票システムの構築・運用			→		

主管課	選舉管理委員會、企画調整課情報企画室
-----	--------------------

14) 手数料の電子納付の実現

■現状

金融機関、システムベンダー、地方公共団体等が参加する「日本マルチペイメントネットワーク推進協議会」において、手数料の電子納付（公金支払いのオンライン化）を実現するための仕組みである「マルチペイメントネットワーク」の開発が進められている。「マルチペイメントネットワーク」は地方公共団体等の収納機関と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、利用者が、ATM、電話、パソコン等の各種チャンネルを利用し、公共料金等の支払いができるものであり、現在、一部機関と民間金融機関によるサービス「Pay-easy」が開始されている。

また、国においては、同システムを活用し、2003年度中に歳入金電子納付システムの運用を開始する予定である。

■日本マルチペイメントネットワーク協議会（J.A.M.P.A）とは

従来の窓口支払いでは、利用者が直接窓口に出向く必要があり、近年情報通信技術の発展により拡大した、テレfonバンキング、インターネットバンキングといったサービスチャンネルを、十分に活用できなかつた。

そこで、料金収納を行う企業、国、地方公共団体、金融機関等が一堂に会し、新しい支払いチャネルを活用して利用者の利便性向上を図るとともに、収納機関、金融機関の事務効率化を図る新たな仕組みとして「マルチペイメントネットワーク」を検討し、その普及を図ることを目的に「日本マルチペイメントネットワーク協議会」設立された。

具体的には、ATMやインターネット、モバイル端末からの支払いが可能となる、「Pay-easy」（下コラム参照）の他、口座振替受付サービス（口座振替の受付をパソコンやモバイル端末等から行えるようにするもの）や請求情報通知サービス（請求書を電子化し、パソコン等から閲覧可能とするもの）といったサービスを検討している。

■Pay-easy（ペイジー）とは

公共料金や税金等が、全国の金融機関のモバイル／インターネットバンキングやATMなどから支払い可能となるサービス。2001（平成13）年10月22日より、NTTドコモの料金が、富士銀行の富士モバイルバンキングや富士サイバーバンクから支払い可能となつてゐる。

■施策の必要性

市税、公共施設の使用料・手数料等の市が行う公金の収納業務は、市や金融機関の事務処理が煩雑であると同時に、市民にとっても、直接窓口に出向く必要があるなどの負担がある。公金の収納業務を電子化することで、内部事務の効率化を図るとともに、市民の負担を軽減し、市民サービスの向上を図る必要がある。

■取組概要

届出・申請等のオンライン化の導入と歩調を合わせながら、国、関連団体等の動きを踏まえ、手数料の電子納付の実現を図る。

■整備目標

2005（平成17）年 手数料の電子納付の開始

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
マルチペイメントの検討・実現				→	

主管課

会計課、納税課、企画調整課情報企画室、税等関係課

15)地方税の申告システムのオンライン化

■現状

国は、ミレニアムプロジェクトにおいて、税の申告手続等をインターネット等のネットワークで行うことの出来る電子申告システムを構築し、2003（平成15）年度までに一部の税目等について運用を開始することを目標に掲げた。

地方税の申告手続の電子化については、「自治事務等に係る申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」（総務省、2001（平成13）年6月）において、納税者の負担軽減、税務行政の効率化等の観点から、地方税電子化推進協議会における検討等を踏まえ、電子化を図る税目の優先順位の決定を行うこと、その上で、優先的に電子化を導入する一部税目については、2001（平成13）年度にシステム開発及び実証実験を行い、2002（平成14）年度に標準的なモデルシステムの仕様を地方公共団体に提示し、2003（平成15）年度からの個々の団体におけるシステムの導入を促進することなどが提示された。

■地方税電子化推進協議会とは

総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、学識経験者等の代表を構成メンバーとして、地方税の特性にマッチした望ましい電子化の推進方策の確立、及び地方公共団体における地方税の電子化に関する重点施策（例：インターネットを活用した申告システム導入）の促進等、地方税の電子化の推進を図る。

<協議会委員>

（1）総務省	3名（自治税務局長・政策統括官（情報通信担当）・大臣官房審議官（税務担当））
（2）全国知事会	1名（岡山県知事）
（3）全国市長会	2名（横浜市長・横須賀市長）
（4）全国町村会	2名（添田町長・えりも町長）
（5）学識経験者	1名（金子宏学習院大学教授）
（6）税理士会	1名（森金次郎日本税理士会連合会会长）
（7）全国地方税務協議会	1名（会長・東京都主税局長）

■施策の必要性

納税者の利便性向上や、税務事務の効率化や住民サービスの向上を図るため、納税者が直接窓口へ出向くことなく、税の申告手続きができるオンライン化が必要である。

■取組概要

国税の電子申告システム構築の進捗状況、地方税電子化推進協議会における検討、実証実験の動向を踏まえ、本市においても、新市民税システムの構築に合わせて、税の申告システムのオンライン化について検討を進める。

■整備目標

2005（平成17）年度 地方税の電子申告システムの導入

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
税の申告システムのオンライン化			→		

主管課	市民税課
-----	------

市は税金を徴収する権限を持っています。そのため、税金の支拂い方や支拂い方法など、税金に関する知識をもつておらず、また、税金の支拂い方法を知らないままでは、税金を支拂うことはできません。そのため、税金を支拂うためには、税金の支拂い方法を知り、また、税金の支拂い方法を知った上で、税金を支拂うことが重要です。

税金を支拂うためには、税金の支拂い方法を知り、また、税金の支拂い方法を知った上で、税金を支拂うことが重要です。そのため、税金の支拂い方法を知り、また、税金の支拂い方法を知った上で、税金を支拂うことが重要です。

税金を支拂うためには、税金の支拂い方法を知り、また、税金の支拂い方法を知った上で、税金を支拂うことが重要です。そのため、税金の支拂い方法を知り、また、税金の支拂い方法を知った上で、税金を支拂うことが重要です。

税金を支拂うためには、税金の支拂い方法を知り、また、税金の支拂い方法を知った上で、税金を支拂うことが重要です。そのため、税金の支拂い方法を知り、また、税金の支拂い方法を知った上で、税金を支拂うことが重要です。

税金を支拂うためには、税金の支拂い方法を知り、また、税金の支拂い方法を知った上で、税金を支拂うことが重要です。そのため、税金の支拂い方法を知り、また、税金の支拂い方法を知った上で、税金を支拂うことが重要です。

税金を支拂うためには、税金の支拂い方法を知り、また、税金の支拂い方法を知った上で、税金を支拂うことが重要です。そのため、税金の支拂い方法を知り、また、税金の支拂い方法を知った上で、税金を支拂うことが重要です。

(3) インフラ整備の推進

16)住民基本台帳ネットワークシステムの構築

■現状

1999（平成11）年8月に公布された「住民基本台帳法の一部を改正する法律」により、本人確認情報として、従来の4情報（氏名、住所、性別、生年月日）に加え、住民票コード及び附随情報を加えることが定められた。住民基本台帳ネットワークシステムは、住民の利便性を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票コードをもとに、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うための体制を整備し、あわせて住民の本人確認情報を保護するための措置を講ずるものである。

本市においても、国の目標にあわせ、現在既存の住民基本台帳システムの改修を行っており、2002年2月にネットワーク接続の試験を行うこととしている。

■施策の必要性

住民基本台帳ネットワークシステムは、すべての市町村及び都道府県をネットワークで結び、住民が全国どこからでも住民票の写しを入手できることを可能とするシステムである。国・県の行政手続きにおいて本人確認が容易に行われるほか、市町村間においても転入・転出手続きが簡素化されるなど、市民の利便性の向上を図ることが可能となる。

■取組概要

a) ネットワークの整備・接続

国のスケジュールにあわせ、既存住民記録システムと都道府県ネットワークをつなぐコミュニケーションサーバを設置し、ファイアウォール等でセキュリティの確保に留意しながら、ネットワーク接続を実施する。

（関連施策：『e-citizenづくり』14）光ファイバの整備促進と公共施設間ネットワークの整備）

b) ICカード活用の検討

2003年8月に交付される住民基本台帳カードは、カードの空き容量を利用し、市町村が独自サービス（例えば国保情報、介護保険情報）を付加することが可能である。ICカードの活用について、国の施策動向に留意しながら全般的な検討を行う。

■整備目標

2003（平成15）年度 住民基本台帳ネットワークシステムの整備

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
システム整備・稼働	→				
住民票コード通知	→				
ICカードの交付		→			

主管課	市民登録課、企画調整課情報企画室、関係課
-----	----------------------

17)総合行政ネットワークの整備

■現状

「総合行政ネットワーク」は、地方公共団体間を相互に接続するとともに、霞ヶ関WANとも接続する広域的で機密性の高いネットワークであり、国や地方公共団体における迅速な文書交換、法令、基礎的統計等の情報共有を実現するための情報通信基盤として、2001（平成13）年10月に全都道府県・政令市での運用開始、2003（平成15）年度中に全自治体での運用開始を目標に整備が推進されている。

■施策の必要性

国や他の地方公共団体との迅速な文書交換等を実現し、地方行政の高度化、効率化を実現するため、本市においても総合行政ネットワークに接続することが必要である。

■取組概要

本市においても、2003（平成15）年度中に国・県とのネットワーク接続を実施する。

総合行政ネットワークは行政機関のみに閉じたネットワークであるため、専用回線で霞ヶ関WANと相互接続し、文書の交換や、法令、条例、基礎的統計情報などの各種情報の共有化を実現する。当面、庁内LANへの接続へは、管理クライアントのみとするが、全庁クライアントへの接続についても検討する。

（関連施策：『e-citizenづくり』14) 光ファイバの整備促進と公共施設間ネットワークの整備）

■整備目標

2003（平成15）年度 総合行政ネットワークの整備

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
総合行政ネットワークの整備		▶			

主管課

総務部総務課、企画調整課情報企画室

18)認証基盤の整備（再掲）

■現状

市民等から行政機関に対する申請・届出等や、行政機関から市民等への結果通知等を、インターネットを利用して行う場合、真にその名義人(申請者や行政機関の処分権者)によって作成されたものか、申請書や通知文書の内容が改ざんされていないかを確認が必要である。これを確認するための行政機関側の仕組みが「組織認証基盤」であり、申請者個人を確認する仕組みが「個人認証基盤」である。

組織認証基盤としては、政府において「政府認証基盤(GPKI:Government Public Key Infrastructure)」の構築を進めており、地方公共団体においても、都道府県および政令指定都市については2001（平成13）年度までに、その他の市町村については2003（平成15）年度までに、それぞれ組織認証基盤（LGPKI）を構築することが求められている。

個人認証基盤については、近年、電子署名が実用化されてきているところであり、国民・住民本人の電子署名を第三者機関が認証する個人認証制度の構築が必要となっている。この場合、国民・住民に対して、全国どこに住んでいても、できる限り低廉な負担で、オンライン申請等を活用できるよう、地方公共団体による公的個人認証サービスのあり方が検討されている。実現に向けては、必要な要件、運営主体、手続等についての検討、必要法案の国会への提出、実証実験をへて、地方公共団体では2003（平成15）年度中の運用開始をめざすこととされている。

■施策の必要性

市民等から行政機関に対する申請・届出等や、市役所から市民等への結果通知等を、インターネットを利用して行うため、真にその名義人(申請者や行政機関の処分権者)によって作成されたものか、申請書や通知文書の内容が改ざんされていないかを確認する「組織認証基盤」及び「個人認証基盤」の整備が必要である。

■取組概要

組織認証基盤については、今後提示される国の指針や県の取組状況を踏まえながら、2003（平成15）年度中の構築をめざす。

個人認証基盤については、法案提出・指針の提示等国の動向を踏まえるとともに、2002（平成14）年度に予定されている全国的な実証実験の成果を踏まえ、県や他市町村との連絡を密にしながら、2003（平成15）年度までの構築をめざす。

■整備目標

2003(平成15)年度 組織認証基盤の整備

2003(平成15)年度 個人認証基盤の整備

(1)(2) 認証の実施基盤

■整備スケジュール

整備年	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
組織認証基盤整備		→	実施	検査	実施
個人認証基盤整備		→	実施	検査	実施

主管課	企画調整課情報企画室
-----	------------

組織認証基盤の整備は、主に認証基盤の構築と、認証基盤の運用を目的としたものである。認証基盤の構築には、組織の構造や業務プロセスを考慮した設計が必要となる。また、運用面では、システムの監視・保守・障害対応等の体制を確立する必要がある。個人認証基盤の整備は、個人の認証情報を管理するためのデータベース構築と、認証機能の実装である。個人認証基盤の構築には、個人情報の収集・登録・検索機能の実装が含まれる。

組織認証基盤の構築には、主に認証基盤の構築と、認証基盤の運用を目的としたものである。認証基盤の構築には、組織の構造や業務プロセスを考慮した設計が必要となる。また、運用面では、システムの監視・保守・障害対応等の体制を確立する必要がある。個人認証基盤の整備は、個人の認証情報を管理するためのデータベース構築と、認証機能の実装である。個人認証基盤の構築には、個人情報の収集・登録・検索機能の実装が含まれる。

組織認証基盤の構築には、主に認証基盤の構築と、認証基盤の運用を目的としたものである。認証基盤の構築には、組織の構造や業務プロセスを考慮した設計が必要となる。また、運用面では、システムの監視・保守・障害対応等の体制を確立する必要がある。個人認証基盤の整備は、個人の認証情報を管理するためのデータベース構築と、認証機能の実装である。個人認証基盤の構築には、個人情報の収集・登録・検索機能の実装が含まれる。

19) グループウェア整備事業

■現状

国においては、地方公共団体に対し、2003（平成15）年度までに総合行政ネットワークへ接続することにあわせ、庁内LAN、一人一台パソコンの整備を推進するため、地方財政措置などを講じた支援を行っている。

本市では、情報の共有化と一人一台体制の整備を目標に、2000（平成12）年度からグループウェアシステムの構築を進めるとともに、パソコンの配備を進めており、2001（平成13）年度には概ね二人に一台の状況になっている。また、職員データベース、全庁掲示板、Q&A、各種様式集、会議室予約、特別職スケジュールなどの利用が可能となっている。

■施策の必要性

市民サービスの向上に寄与する電子市役所の実現にあたっては、ネットワークの利用環境を整備することが重要である。グループウェア、一人一台パソコン体制の整備は、その基盤となるものであり、電子メール等の活用によるペーパーレス化やコラボレーションの推進、情報公開の実施、行政事務の効率化をはかる上で、早急な整備が必要である。

■取組概要

2003（平成15）年度を目標に、業務を遂行する上で必要な職員に対し、一人一台パソコンを整備し、グループウェアによる情報共有を図る。

■整備目標

2003（平成15）年度 一人一台体制の確立

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
一人一台体制の整備		→			

主管課	企画調整課情報企画室、水道部総務課
-----	-------------------

(4) 推進体制の確立

20) 研修の充実

■現状

国においては、2001（平成13）年度以降、地方公共団体が行う情報化を推進するための人材養成などの取組に対する地方財政措置の拡充、市町村が独力で情報化施策を推進できるような研修、啓発の推進等の取組を行うこととしている。

本市においては、2000（平成12）年度のグループウェアの導入、2001（平成13）年度の全庁インターネット接続開始と、業務の効率化、情報共有の推進、市民への情報提供などに積極的に取り組んできた。

また、こうしたインフラ整備にあわせ、Word、Excelの利用を含めたパソコン研修とともに、インターネットの活用研修、グループウェアの導入研修、ホームページの作成講座などのリテラシー向上研修を実施してきた。

現状では、職員間には、パソコン操作能力などに依然格差がみられ、基礎的なパソコン利用に関する研修に対するニーズも高いが、他方で、職員へのパソコン配備、全庁のインターネット接続に伴い、従来の基礎的パソコン研修中心の内容を、ネットワーク利用に関する研修を重視する方向へ見直す必要性も高まっている。

■過去の研修実績

年度	研修名	概要	時間	受講人数	担当課
1998	Windows一太郎入門 エクセル入門	同左	6h×4回 6h×5回	合計 158人	職員課 主催
1999	一太郎入門 エクセル入門、応用	同左	6h×2回 6h×2回	合計 109人	同上
2000	インターネット研修 ワード・エクセル研修 パソコン操作基本研修 パソコン操作応用研修 グループウェア操作研修 自主研修 5役（市長、助役、収入役、水道事業管理者、教育長）研修 補充研修 ノーツデータベース開発研修	同左 同左 同左 ワード、エクセルの基礎操作 ノーツの基本操作 各研修の復習 パソコン操作、ノーツ操作研修 ノーツの基本操作 ノーツDBの簡単な作成方法	4h×5回 6h×6回 3h×3回 3h×9回 3h×15回 2h×14回 2 h × 13回 3h×4回 5h×3回	97名 117名 23人 171人 273人 30人 5人 48人 30人	同上 同上 総務課 主催 同上 同上 同上 同左 総務課 主催
2001	グループウェア追加配備者研修（保育園長中心）	PC操作、ワード入門、ノーツ操作	9h×1回	19人	情報企画室 主催

グループウェア追加配備者研修（保育園長中心）	同上	9h×3回	61人	教委主催
派遣研修（中核人材育成）	ノーツデータベース開発	3日間or4日間	3人	情報企画室
ホームページ作成研修	HPの作成方法	6h×3回	61人	職員課主催
インターネット研修	インターネットの利用方法	2h×4回	68人	職員課主催
ワード・エクセル初級研修	基本操作（1）	5h×5回	100人	職員課主催
ワード・エクセル中級研修	基本操作（2）	4h×5回	100人	職員課主催

■施策の必要性

職員の情報利活用能力は、電子市役所を構築し、行政サービスの向上を目指すための基盤となるものであり、研修による職員のリテラシー能力の向上を支援することが求められている。必要技能としては、パソコンを活用する基礎的技能に加え、今後は、市民への情報提供や、市民との情報共有を行うためのネットワーク活用能力が求められる。

■取組概要

a)パソコン研修

Word、Excelなどの研修については、「基礎講座」としての開催を継続するとともに、庁内の内部講師による「応用講座」を開設する。そのため、内部講師を務めることのできる人材を育成する。

ただし、将来的な方針として、パソコン活用は業務における利用の中から身につけるOJT方式を重視する。

b)情報スペシャリスト養成研修

各課の情報化の中心的役割を担う職員を養成するため、ネットワークの概要、電子メール、インターネットの利用、ホームページ作成の各スキルの習得を最低条件とし、業務内容や職員のリテラシーに対応した研修内容の充実を図る。

c) 意識啓発研修

技能研修のみならず、情報化の必要性や最新の技術動向を理解するための意識啓発研修を実施する。意識啓発の一環として、幹部職員の情報化の理解を深める研修を実施する他、全職員への意識改革を狙った情報発信なども検討する。

■整備目標

全ての職員がホームページを作成するなど情報発信できるスキルを身に付ける。

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
パソコンの基礎・応用講座の実施		→	→	→	
情報スペシャリスト養成研修の実施		→	→	→	
意識啓発研修の実施	→				→

主管課	職員課、企画調整課情報企画室
-----	----------------

21)情報化社会にも対応できる体制の検討

■現状

本市をはじめ多くの地方公共団体では、部門横断的な組織を構築することが難しく、多様な分野にわたる情報化施策の円滑な推進の課題となっている。

■施策の必要性

情報化に関するプロジェクトをはじめ、近年、地方公共団体の業務は、様々な部門の業務にまたがることが多く、部門間での業務の調整を行うことがふえているため、横断的かつ機動的に機能する体制について検討する必要がある。

■取組概要

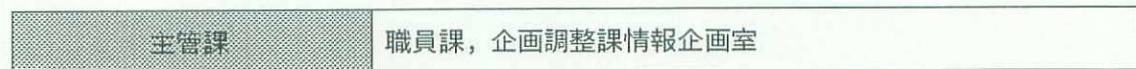
業務やプロジェクトに応じて柔軟に対応できる体制について検討する。

■整備目標

2003（平成15）年度 体制の検討

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
体制の検討		→			



（＊「体制」とは、「組織を含めたシステム」や「職員の意識」などを指す。）

22)セキュリティポリシーの作成

■現状

近年、クラッカーによる不正アクセスやコンピュータウィルスの問題等、情報セキュリティに対する様々な問題が発生している。国においては、ガイドラインを設置し、各省庁毎のセキュリティポリシーを策定しているが、本市においても、今後電子自治体を構築するにあたり、セキュリティ確保が重要な課題となっている。

■施策の必要性

安全で確実な電子市役所の運用を図るために、ネットワークを経由した外部からの不正アクセスやデータの改ざん、窃取、組織内部からの情報漏洩や外部への不正アクセスに対処するため、セキュリティポリシーを策定し、それに基づいた対策を講じる必要がある。

■取組概要

国のガイドラインに沿って、本市のセキュリティポリシーを策定する。

■整備目標

2002（平成14）年度 セキュリティポリシーの策定

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
セキュリティポリシーの策定	→				

主管課

企画調整課情報企画室、総務部総務課

23)個人情報の保護

■現状

国においては、現在「個人情報の保護に関する法律」を作成中であり、個人情報保護に関する体制整備が進められている。本市においても、電子自治体を構築するにあたり、今後個人情報の利用が拡大することを踏まえ、市民が安心してネットワークを利用できるよう、個人情報の適正な取扱が課題となっている。

■施策の必要性

市民が安心して利用できるネットワークや電子市役所を構築するために、今後利用の増大が見込まれる個人情報を保護し、個人の権利利益を保護する措置をとることが必要である。

■取組概要

国の法律制定等の動きを踏まえ、現行条例との整合性を検討するとともに、個人情報保護条例の策定等の必要な施策を実施する。

■整備目標

2002（平成14）年度 個人情報保護条例の制定

■整備スケジュール

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
個人情報の保護	→				

主管課	総務部総務課、企画調整課情報企画室
-----	-------------------

IV. 計画の推進に向けて

計画の実現に向け、庁内体制の整備、職員の育成などを着実に推進するとともに、安全性の確保、計画の進捗管理に関する市民への情報公開、技術革新などに対応した計画のローリング（見直し）などを行う。

1. 推進体制の整備

情報化の推進にあたっては、庁内のあらゆるセクションに関わる分野横断的な取組が必要不可欠であり、全庁的な推進体制を整備するとともに、市民等のニーズを把握し、更には最新技術動向にも配慮した施策の推進が求められている。

このため、計画推進体制を確立するとともに、専門的な知見や市民の視点から、助言・指導を受ける体制を整える。

また、情報化計画推進を含む市の行政課題について市民参画型で取り組む「市民電子会議室の運営」や、「デジタルコミュニティ支援事業」などを核とし、市民やコミュニティ、企業、大学などとの連携のもと、地域社会との協働による施策の推進を図る。

2. 職員のリテラシー向上

今後、職員は1人1台パソコンの利用環境のもと、庁内外とネットワークで接続された新しい業務環境に置かれることとなる。

こうした環境のもと、電子市役所の実現に向け、ITの活用による業務効率化はもとより、IT導入を契機とした抜本的な業務改革が求められるとともに、庁内職員の情報共有によるコラボレーション、職員の知識の共有（ナレッジ・マネジメント）など、職員個人を単位とした新たな業務運用の仕組みが必要となる。

こうした新たな業務環境に適応していくため、職員の情報リテラシーの向上や、職員の意識改革を図る。

3. 安全性の確保

ネットワーク社会の本格到来に伴い、コンピュータウィルスやハッカー等による不正アクセスなどによる、データの改ざんや他人へのなりすましや情報漏洩などの事例が多発し、情報のセキュリティ確保が重要な課題となっている。今後、住民基本台帳ネットワークの運用や電子申請などの手続の電子化等により、市民の個人情報を取り扱うことから、個人情報を保護するための万全な対策を行う。

4. 計画の進行管理とローリング

技術革新の著しい状況や厳しい財政状況下において、総合的に情報化施策を推進するた

め、計画の進行状況の管理と最新の技術動向を踏まえた計画のローリング（見直し）が雄行う。

5. 計画推進にあたっての留意事項

(1) 情報公開

計画の推進にあたっては、毎年の計画進行状況やローリング結果を市のホームページで公開し、市民へ情報公開を行う。

(2) 知的財産権の保護

ソフトウェアの利用やコンテンツの作成にあたっては、著作権等の法令を遵守するなど知的財産権の保護のため、プログラム著作物等の帰属を契約書等で明確にするとともに、その利用許諾、複製、改造等に当たっては、適切な対応を行う。

(3) 関係規程の見直し

電子市役所の構築に伴い、現在紙ベースでの申請・届出が電子的な手続でも可能になるよう関係規定の見直しを進る。

(4) 広域連携

住民基本台帳ネットワークシステム、総合行政ネットワークの整備により、国や地方公共団体とのネットワーク化が実現する。さらに、市民への広域的な利便性を向上させるため、システムの共有化などの検討を行うほか、広域行政事務組合の情報化についても支援・協力体制を構築し、情報の共有、有効活用を図る。

用語集

【ア】

I S D N (Integrated Services Digital Network)

統合デジタル通信網。音声を含めた通信データをすべてデジタルで転送する電話回線のこと。通常のアナログ回線に比べて、高速で安定した通信が可能となる。

I C カード

プラスチックカードの内部にIC（集積回路）を埋め込んだもの。データの記録や計算を行うことができ、偽造・変造がしにくいため、クレジットカードや銀行カード、保険証、住民基本台帳におけるICカードなどへの活用が拡がりつつある。

I T (Information Technology)

情報通信技術。この言葉の意味する範囲は広く、コンピュータシステムを構成するハードやソフトの技術を指す場合もあれば、情報の活用の仕方を指す場合もある。

I D (IDentification)

複数のユーザでコンピュータシステムを利用する際に、個々のユーザを区別するための識別コードのこと。

i D C (internet Data Center)

巨大で信頼性の高いサーバや通信網を用意して、その運営・保守を行い、顧客のデータも預かり、インターネット関連サービスを提供する事業者または施設のこと。

アカウンタビリティ (accountability)

説明責任。もともと会計用語で、企業や組織が委託された資金をどのように運用したかを報告することを指す。行政においては、行政サービスの需要者である住民のために、行政活動の透明性を高め、積極的な情報公開を進める責任があることを示す。

アクションプラン (actionplan)

実行計画。ここでは基本構想を受けて、計画の目標を具現化する施策の内容を指す。

インキュベーション施設 (incubation)

インキュベーションとは孵卵器のこと、ベンチャー企業等の起業家の育成を目的とした研究開発型の期限付賃貸オフィススペース等を指す。ブロードバンドのインターネット通信環境等を備え、産学交流など起業のためのさまざまな仕掛けが行われる場合が多い。

インターネット (internet)

アメリカの研究機関用のネットワークがもとになって世界中に広がったコンピュータネットワーク。プロバイダと呼ばれる接続サービス事業者を通じてアクセスし、電子メールを取り取りしたり、ホームページを閲覧したりすることができる。

V P N (Virtual Private Network)

拠点間のネットワークを構築する際に、実際にはインターネット等の通信事業者のネットワークを活用しながら、あたかも1つの専用ネットワークを利用しているかのようにみせる技術のこと。

Webサーバ (Web server)

主にWebページ（ホームページ）の内容を送信するサーバのこと。

A S P (Application Service Provider)

アプリケーションソフトウェアを、インターネット経由で企業ユーザに提供するプロバイダのこと。

A D S L (Asymmetric Digital Subscriber Line)

「加入者線」と一般に呼ばれる従来の電話回線（メタルケーブル）を利用し、専用のモデム経由で高速なデータ伝送を可能にしたデジタル技術の1つ。

F A Q (Frequently Asked Questions)

よくある質問とその回答をまとめたもの。

オフライン (offline)

ネットワーク上のやり取りを「オンライン」というのに対して、対面で直接やり取りを行うことを指す。

オンラインシステム (online system)

汎用コンピュータなどとパソコン端末機を通信回線で接続し、データのやり取りを行うシステムのこと。盛岡市では住民記録のシステム等がそれにあたる。

【力】

クライアントサーバ方式・C／S方式 (Client/Server)

ネットワークを利用して分散処理を行うコンピュータ・システムの形態。サーバはクライアントの要求に応じてデータの提供及び加工などを行い、クライアントはサーバに要求した結果を受け取り、結果表示などを行う。

クラッカー (cracker)

ネットワーク上でコンピュータウィルスをばらまいたり、不正にサーバに侵入してデータを破壊したりするユーザのこと。

グループウェア (groupware)

イントラネットやインターネットなどのネットワークを使い、コミュニケーション、協調作業及び意思決定等を支援するコンピュータシステムのこと。電子メール、スケジュール管理、電子掲示板などがある。

ケーブルテレビ (Cable Television, CATV)

同軸ケーブルや光ファイバケーブルを使ってテレビの番組を分配するシステムのこと。有線テレビともいう。近年ではインターネット接続サービスなどの通信サービスも展開されており、ブロードバンドのネットワークインフラの一つとして注目されている。

建設C A L S／E C (公共事業支援統合情報システム)

公共事業に関する情報を、標準に基づいて電子化し、ネットワークを通じて伝達・共有・処理・加工・検索・連携を可能とする環境の総称。1997（平成9）年度に「アクションプログラム」がまとめられ、2004（平成16）年度までにすべての国土交通省直轄事業において実現

するものとされている。

コラボレーション (collaboration)

共同製作・共同作業のこと。複数の人が協力して業務を行うことを指す。

コンテンツ (contents)

「内容」の意味で、コンピュータ関連では、情報サービスの内容を指す。具体的には、CD-ROMタイトル、ホームページ上の情報などを指す場合が多い。

コンピュータウィルス (computer virus)

ウィルスが動物などを侵すように、ネットワークやフロッピーディスクなどを通じてコンピュータに潜入し、データ等を破壊してしまうプログラムのこと。インターネットの普及により、電子メール等を通じて短期間で世界中に被害が広がるケースが現れている。

【サ】

C I O (Chief Information Officer : 情報最高責任者)

情報化戦略の責任者のこと。アメリカの企業などには独立した経営戦略責任者または役員として設置されることが多い。

G I S (Geographic Information Systems)

地理情報システム。コンピュータによって地図内容を解析するシステム。行政界や道路などの基本的なデータを示した基図に、土地情報や防災情報などの個別のデータを自由に重ね合わせることができる。

C D - R O M (Compact Disc Read-Only-Memory)

音楽用のコンパクト・ディスクを使った高密度の記録媒体。読み出し専用で、ユーザが書き込むことはできない。記憶容量は最大700MBで、製造費も安く、大容量のデータを安価に供給できる。

G P S (Global Positioning System)

人工衛星の発信した電波を捉えることにより、緯度や経度など位置を検出する全地球航空測位システムのこと。

住民基本台帳

一人ひとりの住所、氏名、生年月日などが記載され、選挙、国民健康保険、国民年金、義務教育、地方税など行政全般にわたり基本となる台帳のこと。印鑑証明、入学、就職、登記、年金、健康保険等に必要な住所、世帯に関する証明の基本となる。

情報ディスプレー機器 (display)

コンピュータにおける入出力内容を表示する機器のこと。

情報リテラシー (information literacy)

コンピュータを利用して情報を処理したり活用したりする能力のこと。

スパーリング研究会 (SPERning研究会)

岩手県内で情報教育や地域の情報化に関わる人たちの、横のつながりを強化することを目的

として設立した組織。代表者は吉田等明岩手大学助教授。

セキュリティ (security)

コンピュータ関連でのセキュリティとは、許可されていない第三者からコンピュータ内のデータや各種ネットワーク資源などを守ることを指す。

セキュリティポリシー (security policy)

セキュリティに関する内部の規約のこと。保護対象、侵害に対する手段、管理運営方法の方針などから構成される。

全文検索 (full text search)

自由入力の検索方式の一つで、比較的長い文や節を入力をし、その中の一致した部分を探し出す方式のこと。

総合行政ネットワーク (LGWAN : Local Government Wide Area Network)

全国の地方公共団体のLANを相互接続し、霞が関とも接続することで、情報交換及び情報共有を実現する行政機関のネットワーク。2001(平成13)年度までに都道府県・政令指定都市において構築し、2003(平成15)年度までに市町村において構築する予定。

【タ】

ダウンロード (download)

インターネットのWebサーバや、パソコン通信などのホストコンピュータなどから、データやプログラム等を取り出す操作のこと。

タッチパネル (touch panel)

画面に直接触れることにより入力ができるスクリーンのこと。

端末 (terminal)

もともとは大型コンピュータを使うための基本装置を指したが、現在ではネットワークにおけるクライアント一般の呼称となっており、パソコンのことを指す場合が多い。

地域ITリーダー

地域において、パソコン操作やインターネットの利用について指導的役割を果たすこと。

庁内LAN (Local Area Network)

LANとは同一フロア、同一のビルないしは近隣のビル内などにあるコンピュータ同士を接続したネットワークをいい、ここでは市役所庁内のネットワークを指す。

DM (Direct Mail)

顧客等に直接宛てて送付される広告・案内のこと。

DTP (DeskTop Publishing)

パソコンなどを使って文書の編集や印刷を行うシステムのこと。

デジタルデバイド (Digital Divide)

デジタル技術(いわゆるIT)の普及に伴い、それを使いこなせるかどうかで二極化が起こつ

た状態。社会問題として認識されつつあり、この問題を端的に「デジタルデバイド」と呼ぶ。

電子会議室

ホームページなどで、ネットワークを通じて意見の交換を行う仕組み。テーマごとに会議室が設定されることが多く、登録制などで参加者を限定するケースもある。

電子市役所・電子自治体

ITを活用した地方行政のことで、行政情報手の電子的提供、申請・届出等手続の電子化などを行うことを指す。国においては、e-Japan戦略などで2003（平成15）年度までに電子政府を実現する目標を掲げており、地方自治体においてもそれに足並みを揃えて電子市役所・電子自治体を構築していく必要がある。

電子申請

市役所等に対する各種申請の際に、従来の書類提出方式（紙媒体）に代わって、申請に必要なデータを電子化して提出すること。

テンプレート（template）

もともとはフローチャートなど書くときに使用する定規のこと、転じてワープロや表計算ソフト、ホームページなどの項目名の枠組み・フォーム等を指す。

【ナ】

ナレッジマネジメントシステム（knowledge management system）

各人が保有する技術や経験、ノウハウを、ITを活用して誰もが利用できるデータベースとしたもの。

認証基盤（PKI：Public Key Infrastructure）

政府への申請・届出等の手続を電子的に行う際に、申請者等を認証することで安全性・信頼性を担保する国の仕組み。各地方公共団体においては、行政組織を認証する「組織認証基盤」と、申請者個人を認証する「個人認証基盤」の整備が求められている。

ネットカフェ（net coffee）

ネットワークに接続したパソコンを設置して、インターネットを利用できるようにした喫茶店のこと。

ネットワーク（network）

ハードウェア、ソフトウェア、データなどを共有する目的でコンピュータを結び付けた状態またはその接続回線網のことを指す。

【ハ】

バスロケーションシステム（bus location system）

路線バス等の運行状況をリアルタイムで知らせるシステムのこと。

ハンドルネーム（handle name）

パソコン通信や電子会議室などで、本名の代わりに名乗るニックネームのこと。

B 2 B (Business to Business)

電子商取引の形態の一つで、企業間の取引のこと。他にB 2 C (Business to Consumer : 企業と一般消費者間の取引), C 2 C (Consumer to Consumer : 一般消費者間の取引)などがある。

光ファイバ (optical fiber)

光通信を行うための伝送路となるケーブルのこと。ブロードバンドの通信回線の中核をなしている。

フィルタリング (filtering)

ネットワーク間の通信の許可／不許可を制御する機能のこと。

不正アクセス (unauthorized access)

許可されていないネットワークやコンピュータに不正に接続すること。

ブロードバンド (broadband)

広帯域。高速・大容量のデータ交換が可能な回線のこと。ISDNなどよりも高速の回線を指し、ADSL、ケーブルテレビ、光ファイバなどがこれにあたる。

プロバイダ (provider)

インターネット接続サービスを提供する通信事業者のこと。ダイアルアップ接続や法人向けの専用線接続のほか、メールアカウントの提供、Webページのスペースの提供なども行う。

ペーパーレス (paperless)

業務や連絡等をコンピュータやネットワーク上で行うようにすることで、紙の使用が不要になること。ただし、実際には紙に出力して確認する場面が増えていることなどにより、必ずしも紙の使用量が減少していない面がある。

ポータルサイト (portalsite)

インターネットに接続したとき、Webブラウザで最初に表示してもらうことを目的に作られているWebサイトのこと。

【マ】

マルチペイメント(multi-payment)

公共料金などの支払が金融機関の窓口以外でも、パソコンやATMなどを利用してできるようになること。

ミレニアム・プロジェクト (新しい千年紀プロジェクト)

新しいミレニアム（千年紀）を迎えるにあたり、新産業を生み出す大胆な技術革新に取り組もうとする国家プロジェクトとして、1999（平成11）年12月に内閣総理大臣により決定された計画。柱の一つとして、2003（平成15）年度までに「電子政府を実現」することがうたわれている。

メーリングリスト (mailing list)

電子メールによって特定のメンバー間で情報・意見の交換をするシステムのこと。登録したアドレスにメールを送ることによって、リストに掲載されているすべてのアドレスにメール

が転送される。

メールマガジン (mail magazine)

電子メールを使って情報を配信するサービス。略してメルマガともいう。

モダレーター (moderator)

メーリングリストや電子会議室等において、意見交換を円滑に進めるとともに、不適切な投稿等を適宜削除するなどの管理・運営を行う人のこと。

【ヤ】

ユビキタス社会 (ubiquitous)

ユビキタスは、同時に至る所に存在するという意味であり、パソコンだけではなく、テレビなど家電製品が、ネットワークで繋がれ、いつでもどこでもこれらの製品が利用できる社会のことをいう。

ユニバーサルサービス (universal service)

ユニバーサルサービスとは、電話や電気のように社会生活の基本に係わるサービスを全ての国民が均質に、しかも適切な（経済的な）価格で利用可能であることを意味する。

ユニバーサルデザイン (universal design)

できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすること。

【ラ】

ログイン (log-in)

端末をネットワークに接続してデータのやり取りやファイルの操作を行える状態にすること。IDとパスワードにより行うことが一般的である。